

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

資料1

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画	
	大項目I 人権教育・啓発の推進						
	中項目1 人権教育						
	小項目(1)学校における人権教育の推進						
1	①幼児教育 保育所等指導事業 (子ども・子育て支援課)	保育所等における乳幼児の保育内容の充実と保育所等職員の資質の向上を図るため、中堅・新任保育士を対象とした職員の研修の実施	児童福祉の専門職としての自覚を深め、他の保育士や保護者に対し、適切な助言や指導ができるような研修内容として実施する。 ○保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援) 島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催:令和2年1月、定員:80名、実績:135名 <西部地区> 開催:令和2年1月、定員:80名、実績:62名 ○新規採用保育教諭・保育士研修 開催:令和2年2月、35名参加	新任や中堅の保育士がそれぞれの役割を理解し、児童福祉の専門職としての自覚を深めることに寄与した。 国の進める保育士研修の体系化の方向性に留意しつつ、適切な研修体系を構築していく必要がある。 新規採用保育教諭・保育士研修については、県社協にて同様の研修があることから、令和2年度にて県社協に委託	児童福祉の専門職としての自覚を深め、他の保育士や保護者に対し、適切な助言や指導ができるような研修内容として実施する。 ○保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援) 島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催:令和2年1月、定員:80名 <西部地区> 開催:令和2年1月、定員:80名 ○新任保育士・保育教諭研修 島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催:令和2年11月、定員:60名 <西部地区> 開催:令和2年10月、定員:45名		
	幼稚園教育理解推進事業 (教育指導課)	教職員の人権感覚を磨くとともに、幼児期における道徳性の芽生えを培うための実践的指導力を向上	1 幼児教育推進研修 日 時:令和元年8月21日(水) 会 場:出雲市民会館 参加者:165名 2 幼小連携・接続研修 日 時:【出雲会場】令和元年7月25日(木) 【益田会場】令和元年7月26日(金) 【浜田会場】令和元年7月30日(火) 会 場:【出雲会場】出雲合同庁舎 【益田会場】益田合同庁舎 【浜田会場】浜田市総合福祉センター 参加者:【出雲会場】62名 【益田会場】10名 【浜田会場】11名 3 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 日 時:令和元年10月28日(月) 会 場:<メイン会場>島根県教育センター <サテライト会場>浜田教育センター 隠岐合同庁舎 参加者:56名	国から新幼稚園教育要領に沿った協議主題が示され、協議主題に基づいて県内の3幼稚園の実践発表及び協議を行い、意見交流を深めた。 また、乳幼児期の質の高い保育・教育について講演を聞き、これから求められるこについて学ぶことができた。	1 幼児教育推進研修 日 時:令和2年8月18日(火) 会 場:出雲市民会館、ニューウェルシティ出雲	2 幼小連携・接続研修 日時と会場 【安来会場】令和2年6月16日(火) 【大田会場】令和2年7月27日(月) 【雲南会場】令和2年8月4日(火) 【益田会場】令和2年8月5日(水) 【隠岐会場】令和2年8月7日(金) 【浜田会場】令和2年8月7日(金) 安来市役所 大田集合庁舎 雲南合同庁舎 益田合同庁舎 隠岐合同庁舎 浜田合同庁舎	3 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 日 時:令和2年11月2日(月) 会 場:<メイン会場>松江合同庁舎 <サテライト会場>浜田教育センター 隠岐合同庁舎

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進					
	中項目1 人権教育					
	小項目(1)学校における人権教育の推進					
	就学前人権教育講座 (人権同和教育課)	幼児期における人権教育についての理解を深めることで、子ども一人一人を大切にした幼児教育・保育の実践力向上につなげる。	就学前人権教育講座 ○8月27日(火) 出雲合同庁舎 ・参加者 68名 幼稚園、認定こども園の教員・保育所の保育士 ○内容 1.講義・演習 人権同和教育課 指導主事 2.実践発表 松江市立しんじ幼稚園 鶴田桂子 園長・森重亜美 教諭・小林千晶 教諭 3.情報交換 人権同和教育課 指導主事	・研究指定園の実践発表では、園の思いのほか具体的な取組やその成果(変容)が丁寧に紹介され、受講者は自園・所の実践に生かすヒントが多く得られた。 ・受講者同士の情報交換では、地域の異なる様々な園・所の受講者と思いを共有することができ、有意義な機会となつた。 ・幼稚園・保育所を対象とした研修講座について、幼児教育センター及び子ども・子育て支援課等とのさらなる連携が必要である。 ・幼児教育研修の必要性が叫ばれる中、より多くの参加となるよう内容の精選を行っていきたい。外部講師の招聘については隔年で実施する予定である。	◎就学前人権教育講座 8月27日 出雲合同庁舎 講師:新保真紀子先生 受講者:68名 ○内容 1 幼児期から育みたい人権の力～幼児教育に今、求められるもの～ 2 幼児期における人権教育の充実に向けて ◎就学前人権教育講座代替研修会 9月10日 島根県民会館 講師:人権同和教育課 受講者:12名 ○内容 8月27日の新保先生の講義・演習の録画を視聴	
	人権・同和教育研究指定園事業 (人権同和教育課)	人権・同和教育の推進と充実を図るために、県内幼稚園または認定こども園の1園を指定し、人権・同和教育実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	研究指定園 ・雲南市立三刀屋こども園(令和元～2年度) 研究主題 「生き生きと生活し、共に育ち合う子どもの育成～人と人のあたたかい関わりを通して～」 訪問等計画 ・教職員研修(5月30日、8月7日) ・研究保育(7月9日、11月26日) ・PTA研修(未定) ・指定PTA連絡会及び人権・同和教育研修会(5月13日)	研究指定園は「生き生きと生活し、共に育ち合う幼児の育成」をテーマに、園児一人一人を大切にした保育実践を行い、意欲的に研究に取り組んだ。R元年度には、3回の研究保育を公開した。R2年度には、研究発表大会を予定しており、県内より100名程度の参加者を期待している。研究の成果を普及するために、広く周知に努める必要があり、次年度の講座等で取組を報告する機会を検討している。 次期指定園についても研究テーマをしっかりと検討して取組を進められるように、支援に務める必要がある。	研究指定園 ・雲南市立三刀屋こども園(令和元～2年度) 研究主題 「生き生きと生活し、共に育ち合う子どもの育成～人と人のあたたかい関わりを通して～」 訪問等計画 ・教職員研修(5月30日、8月7日) ・研究保育(7月9日、8月26日、9月17日、9月23日、10月21日) ・研究発表大会(11月6日…コロナのため中止) ・PTA研修(未定) ・指定PTA連絡会及び人権・同和教育研修会(コロナのため中止)	
	人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に委託				
	人権同和教育研修参加支援事業 (総務部総務課)	私立幼稚園に対し外部で実施される人権同和教育研修への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	今後も、私立幼稚園の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	新制度移行により子ども子育て支援課へ移管	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進					
	中項目1. 人権教育					
	小項目(1)学校における人権教育の推進					
2	②初等中等教育	人権教育に係る学校訪問 (人権同和教育課)	県立高等学校及び特別支援学校、市立高等学校、私立中・高等学校のすべてを訪問し、意見交換及び指導・助言を行い、各学校における人権教育の一層の推進を図る	昨年度までの、県立学校人権・同和教育訪問指導と進路保障に係る学校訪問を一本化した。対象校すべてに人権同和教育課が訪問し、より効果的な人権教育推進に向けた支援を行う。 ・松江南高校、松江工業高校(定)、松江農林高校、大東高校、横田高校、出雲工業高校、通摩高校、江津高校、浜田高校(定・通)、益田翔陽高校、松江ろう学校、松江養護学校安来分教室、出雲養護学校雲南分教室、益田養護学校、隠岐養護学校	訪問指導を通じて本県の目指す人権教育の理念や手法を普及するとともに、各学校の実態把握の状況や取組についての協議を行い、実態に即した取組のあり方や研修の進め方について助言等を行った。また、各学校の研究授業をふまえて、よりよい授業づくりのための研修を実施することができた。今後も継続して取組を進めいく必要がある。	・訪問時期:7月～2月 ・訪問先:県立学校、市立高等学校、私立中・高等学校のすべて ・内容 ・進路保障に係る協議:すべての訪問先で実施 ・研究授業及び教職員研修 ※教職員研修も実施する学校訪問には、教育指導課子ども安全支援室指導主事も同行する
	人権同和教育推進体制支援事業 (総務部総務課)	人権同和教育推進教員の人事費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	人権同和教育推進教員の人事費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	
	人権・同和教育研究指定校事業 (人権同和教育課)	学校教育における人権・同和教育の推進と充実のため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から学校を指定し、人権・同和教育の実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	研究指定校(指定年度)及び訪問計画 ・松江市立津田小学校(平成30～令和元) 研究発表会(11月21日)、訪問指導(5月23日、6月27日、7月11日、7月23日、10月1日、10月17日) ・浜田市立第三中学校(平成30～令和元) 研究発表会(11月22日)、訪問指導(5月20日、6月24日、7月16日、8月19日、10月7日、10月21日、11月11日) ・出雲市立塩冶小学校(令和元～2年度) 訪問指導(9月3日、10月18日、12月2日) ・隠岐の島町立西郷中学校(令和元～2年) 訪問指導(6月27日、12月5日) ・松江商業高校(平成30～令和元) 研究発表会(11月7日)、訪問指導(6月12日、7月9日、10月21日、令和2年2月3日) ・吉賀高校(平成30～令和元) 研究発表会(11月7日)、訪問指導(6月14日、7月1日、12月11日、令和2年2月5日)	研究指定校は授業づくり、人間関係づくり、(連携)体制づくり、環境づくりなどの分野で意欲的に研究を進め、児童生徒一人一人を大切にした教育実践が行われた。令和2年度の研究指定校についても、取組が充実するように支援していく必要がある。 研究指定校が取り組んだ実践について、は、研究発表会やホームページ等で紹介する機会を設けている。指定が終了した後も、研修会での実践発表等、様々な機会を捉え、研究成果を発信できるようにしていく必要がある。	研究指定校(指定年度)及び訪問計画 ・出雲市立塩冶小学校(令和元～2年度) 研究発表会(11月13日…コロナ中止)、訪問指導(6月11日、6月26日、6月30日) ・隠岐の島町立西郷中学校(令和元～2年) 研究発表会(10月16日)、訪問指導(6月24日) ・川本町立川本小学校(令和2～3年度) 訪問指導(10月8日、令和3年1月28日) ・松江市立第一中学校(令和2～3年度) 訪問指導(10月28日)	
	高等学校等地域別人権教育研究事業 (人権同和教育課)	高等学校等が地域の実情を的確に把握した人権・同和教育の推進・充実を図るために、島根県高等学校等の人権・同和教育研究協議会に人権・同和教育実践上の諸問題についての研究を委託	第1回常任理事会(5月30日) 第2回常任理事会(7月18日) 理事会及び研究大会(11月7日) 第3回常任理事会(1月23日) 上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回実施。地区理事会に合わせて地区ごとの研修会を実施。	各学校がそれぞれの地域で連携協力しながら、人権教育の諸問題の改善向上を図るために、定例の常任理事会や地域ごとの研修会が実施され、積極的な情報・意見交換を行うことができた。また、島根県高等学校等の人権・同和教育研究協議会主催の研究大会が開催され、総会や講演会、研究協議が行われ、取組を充実させることができた。今後も事業を継続し、各地域での取組などを支援していく必要がある。	第1回常任理事会(5月21日) 第2回常任理事会(7月9日) ・理事会及び研究大会(11月5日) 第3回常任理事会(1月28日) 上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施。 ・地区理事会に合わせて地区ごとの研修会を実施。 『気づきから行動へ 第11号』の作成	
	人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託	指定PTA ・松江市立津田小学校(平成30～令和元) ・浜田市立第三中学校(平成30～令和元) ・出雲市立塩冶小学校(令和元～2年度) ・隠岐の島町立西郷中学校(令和元～2年度) ・松江商業高校(平成30～令和元) ・吉賀高校(平成30～令和元) 指定PTA連絡会及び人権・同和教育研修会(5月13日) ・津田小学校・浜田第三中学校・松江商業高校・吉賀高校PTAが発表	学校の研究と重ねて取り組むことにより、家庭や地域を巻き込んだ人権・同和教育への取組が図られた。 取り組まれた実践については、指定校連絡会で紹介もらったが、各校の研究発表の中でも、学校とPTAの両方の取組を発表してもらい、今までより成果の波及効果を上げることができた。 令和2年度も同様に研究指定校の研究発表会の中にPTAの取組を盛り込んでもらう。あわせて一年次終了後の指定校連絡会の中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらうように各PTA連合会に依頼して募集を行う。	指定PTA ・出雲市立塩冶小学校(令和元～2年度) ・隠岐の島町立西郷中学校(令和元～2年度) ・川本町立川本小学校(令和2～3年度) ・松江市立第一中学校(令和2～3年度) 指定PTA連絡会及び人権・同和教育研修会(5月11日) ・塩冶小学校・西郷中学校PTAが発表予定だったが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止とした	

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進					
	中項目1 人権教育					
3	③高等教育機関等	県立大学・短期大学における人権教育の推進 (総務部総務課)	県立の大学及び短期大学において、人権教育の実施	<p>島根県立大学・島根県立大学短期大学部において人権教育・啓発に関する研修会等を実施する。</p> <p>1 島根県立大学浜田キャンパス 新入生を対象に人権に関する研修を実施 (実施日: 4月10日、参加人数: 235人)</p> <p>2 島根県立大学出雲キャンパス ①新入生を対象に人権・同和問題講演の実施 (実施日: 12月11日、参加155名) ②ハンセン病療養所訪問 (実施日: 8月27～28日、参加6名)</p> <p>3 島根県立大学短期大学部・島根県立大学松江キャンパス ①新入生を対象にした授業(必修)の中で人権セミナーを実施 (実施日: 7月10日、参加人数204人) ②2年生を対象に人権・同和教育講話を実施 (実施日: 4月5日、参加人数206人)</p>	<p>今後も、島根県立大学・島根県立大学短期大学部において人権教育・啓発に関する研修会等を実施する。</p> <p>1 島根県立大学浜田キャンパス 全学生を対象とした、新型コロナウイルスに関する人権研修会の実施 (実施日: 7月29日～8月5日、8月12日～31日オンデマンドによる視聴)</p> <p>2 島根県立大学出雲キャンパス ①新入生を対象に人権・同和問題講演の実施 (実施日: 7月22日) ②ハンセン病療養所訪問 (実施日: 8月25～26日) ③全学生を対象とした、新型コロナウイルスに関する人権研修会の実施 (実施日: 7月29日～8月7日、8月12日～31日オンデマンドによる視聴)</p> <p>3 島根県立大学短期大学部・島根県立大学松江キャンパス ①新入生を対象にした授業(必修)の中でWeb人権セミナーを実施 (実施日: 7月29日、参加人数187人) ②2～3年生を対象に人権研修を実施 (実施日: 7月29日、対象者206人にオンデマンド配信) ③全学生を対象とした、新型コロナウイルスに関する人権研修会の実施 (実施日: 7月29日～8月5日、8月12日～31日オンデマンドによる視聴)</p>	

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進					
	中項目1 人権教育					
	小項目(2)社会教育における人権教育の推進					
4	①公民館等での学習機会の提供	学習相談、学習情報の提供事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	社会教育に関する情報を提供するとともに、学習相談の対応	・情報紙「しまねの社会教育だより」(年2回、9月・2月発行)やホームページ等を活用して、情報発信を行った。 ・社会教育・生涯学習に関する学習相談を57件行った。	・平成26年度から、学習相談と市町村支援を関連づけながら、区別して取り組んでいたことで、相談内容がより広がっている。	・情報紙「しまねの社会教育だより」(年2回、9月・2月発行)において、「地域魅力化プログラム」の活用事例のページを設けるなど、誌面に工夫を加え、更なる周知・普及に努める。 ・引き続き、ホームページ等を活用した情報発信を行う。 ・新型コロナウイルス感染症に関して正しい知識を身に付けるための情報提供を行う。
	②家庭における人権教育の支援	親子の共同体験・交流事業 (社会教育課)	親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換や仲間づくりをしたりするため、親子の共同体験や親同士の交流を県立少年自然の家と県立青少年の家で実施して、家庭教育を支援するネットワークを強化	・「地域力」の醸成に資する「地域リーダー」を養成するため、対象者別研修を柱とする主催研修の開催と、市町村の依頼・相談に随時対応する市町村支援の実施 ・「社会教育にかかる人材養成研修事業」として、専門的力量の向上を図る「対象者別研修」と社会教育に関する基礎的な事柄を学ぶ「全体研修」の内容を、より整理して実施した。 ・「公民館等職員研修」については、これまでの実績や得られた知見をふまえ、地域課題解決をテーマに研修内容のさらなる充実を図った。 ・各市町村との連携を密にとり、地域の実態やニーズに応じた研修支援や指導助言に努めた。	・参加者の研修ニーズや県社会教育行政の方針に沿った内容で、対象者別に具体的な方策を学ぶ研修を実施し、参加者から好評を得ている。 ・市町村支援について、ニーズの高まりを感じているので、引き続き市町村担当者と連携を図りながら、重点をおいて取り組む。	・「対象者別研修」において、研修の参加対象や、研修内容の検討を行い、より参加者の実態や参加者同士の情報共有に適した研修を行う。 ・市町村訪問を行い、地域の実情やニーズの把握に努め、研修プログラム等の充実を図る。
				・「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発	・「地域魅力化プログラム」を活用した研修・講座を企画する側の方を対象に、体験講座を行った。参加者の感想等も踏まえ、今後も改善を重ねていく。	・「地域魅力化プログラム」に関する研修を引き続き実施すると共に、各地域への訪問を通して、更なる普及に努める。
5				・<青少年の家> ・「にこにこファミリー」(1泊2日) 2月1~2日 ・「にこにこサロン①(日帰り)12月20日~22日 ・「にこにこサロン②(日帰り)1月23日~1月26日 ・パパ・ママ講座①12月20日 ・パパ・ママ講座②1月23日	・<青少年の家> ・「にこにこファミリー」(1泊2日) 1月30~31日 ・「わくわく体験講座(未就学児を含む親子対象)①12月12日 ・「わくわく体験講座(未就学児を含む親子対象)②1月11日 ・「わくわく体験講座(未就学児を含む親子対象)③1月17日 ・「わくわく体験講座(未就学児を含む親子対象)④1月24日 ・「わくわく体験講座(未就学児を含む親子対象)⑤2月28日 ・「わくわく体験講座(未就学児を含む親子対象)⑥3月中旬	
				・<少年自然の家> ・チャレンジ・ザ・サマー(1泊2日) 7月13~14日に実施 ・ミニキャンプ(1泊2日) 第1回 8月11~12日に実施 第2回 8月17~18日に実施 ・オープンデー 10月27日に実施 ・森と海のつどい(1泊2日) 11月9~10日に実施 ・わくわくちびっこで一 毎月1回実施	・<少年自然の家> ・各事業とも活動プログラムの中に親子の関わりと他の親子との関わりを促す内容が入っている。 ・意図的に親子や他の親子との関わりの場面を設定することで、同じ班や宿泊部屋になった家族間では積極的にコミュニケーションを取り、情報交換する場面が見られた。 ・その中でわが子や他の子どもへの思いやりや見守ろうとする姿が見えてきた。 ・他の家族との関わりもあるので、オリエンテーションの中で、「しまねのふるまい推進プロジェクト」の趣旨を保護者へ伝え、意識啓発や向上を図ることで、親子ともにふるまいを意識しながら活動することができた。	・<少年自然の家> ・チャレンジ・ザ・サマー(1泊2日) 7月11~12日に実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、代替事業として下記事業を計画 ・家族ではじめよう！キャンプ講座(同一4回) 第1回 7月18日に実施 第2回 7月19日に実施 第3回 8月 1日に実施 第3回 8月 2日に実施 ・ミニキャンプ(1泊2日) 第1回 8月 9~10日に実施 第2回 8月22~23日に実施 ・オープンデー 10月25日に実施 ・森と海のつどい(1泊2日) 11月7~8日に実施 ・わくわくちびっこで一 毎月1回実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進					
	中項目1 人権教育					
	小項目(2)社会教育における人権教育の推進					
5	人権啓発事業 (人権同和対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	<p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示</p> <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 日時：令和元年12月8日 場所：鹿島総合体育館</p> <p>3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2019 日時：令和元年11月17日(日) 会場：島根県民会館中ホール(松江市) 内容：ステージイベント 啓発企画展 人権啓発ポスター・コンクール表彰 講演会 など 参加者：1100人</p> <p>(2)人権を考える県民のつどい(人権フェスティバルと同時開催) 日時：11月17日(日) 会場：島根県民会館(松江市) 内容：講演会 家田莊子さん「一緒に生きていきましょう～生きるということ～ 人権教育・啓発活動展</p> <p>(3)人権ユニバーサル事業 ・障がい者の人権を考える集い 日時：令和元年8月2日(金) 場所：島根県民会館中ホール(松江市) 内容：講演会 ・外国人の人権を考える集い 日時：令和元年11月17日(日) 場所：島根県民会館中ホール(松江市) 内容：ワークショップ、啓発展示</p> <p>(4)人権啓発ポスター・コンクール 募集内容：人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象：県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間：令和元年6月～9月 応募点数：950点</p> <p>(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村：全市町村 内容：講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数：14団体 内容：講演会、映画上映会、ワークショップ等</p>	<p>県立図書館など県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p> <p>会場で実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。 スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもらうことができるなど、効果的な啓発ができるところから、今後も継続して実施していく。</p> <p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。 今後も、開催市町村の学校や企業、NPO法人等各団体へ広く参加を呼び掛け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>小学校から高校生までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p> <p>人権啓発推進センターのPRを積極的に行ってきたことにより、ライブラリーの貸出数が増えてきており、今後もDVDや図書等を充実させていく必要がある。</p> <p>各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。</p> <p>人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある。</p>	<p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示</p> <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場でゲームスポンサーとして啓発活動を実施予定(12月実施で調整中)</p> <p>3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2020 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、フェスティバルは中止。 ポスター・コンクール表彰式は単独で実施予定(12月実施で調整中)</p> <p>(2)人権を考える県民のつどい 11月15日 浜田市で実施</p> <p>(3)人権ユニバーサル事業 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施せず</p> <p>(4)人権啓発ポスター・コンクール 募集内容：人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象：県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間：令和2年6月～9月</p> <p>(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村：全市町村 内容：講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数：9団体 内容：講演会、映画上映会、ワークショップ等</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
5	大項目 I 人権教育・啓発の推進 中項目1 人権教育 小項目(2)社会教育における人権教育の推進	人権・同和教育「PTA活動」 育成事業 (人権同和教育課) (再掲)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託	指定PTA ・松江市立津田小学校(平成30～令和元) ・浜田市立第三中学校(平成30～令和元) ・出雲市立塩冶小学校(令和元～2年度) ・隠岐の島町立西郷中学校(令和元～2年度) ・松江商業高校(平成30～令和元) ・吉賀高校(平成30～令和元) 指定PTA連絡会及び人権・同和教育研修会(5月13日) ・津田小学校・浜田第三中学校・松江商業高校・吉賀高校PTAが発表	学校の研究と重ねて取り組むことにより、家庭や地域を巻き込んだ人権・同和教育への取組が図られた。 取り組まれた実践については、指定校連絡会で紹介してもらつたが、各校の研究発表の中でも、学校とPTAの両方の取組を発表してもらい、今までより成果の波及効果を上げることができた。本年度も同様に研究指定校の研究発表会の中に、PTAの取組を盛り込んでもらう。あわせて一年次終了後の指定校連絡会での中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらうように各PTA連合会に依頼して募集を行う。	指定PTA ・出雲市立塩冶小学校(令和元～2年度) ・隠岐の島町立西郷中学校(令和元～2年度) ・川本町立川本小学校(令和2～3年度) ・松江市立第一中学校(令和2～3年度) 指定PTA連絡会及び人権・同和教育研修会(5月11日) ・塩冶小学校・西郷中学校PTAが発表予定だったが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止した
6	③指導者の養成、学習情報の提供等	社会人権・同和教育指導者養成事業 (人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者の養成	1. 社会人権・同和教育啓発基礎講座 5/21 5/24 6/3 6/7 6/14 6/18 開催回数3回×2会場(江津市 霞南市) 2. 社会人権・同和教育啓発専門講座 7/3 7/11 7/25 8/6 開催回数4回(出雲市) 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 8/19 8/20 9/19 9/20 開催回数4回(隠岐の島町 西ノ島町(サテライト)) 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 9/27 10/24 11/6 12/3 開催回数4回(浜田市) 4. 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 1/31 開催回数1回(大田市) 5. 公民館等人権・同和教育関係者研修 10/7 10/30 11/12 11/28 12/11 県内5会場(松江市 出雲市 浜田市 大田市 益田市) 6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8/25 参加団体数8団体(大田市) 7. 同和問題青年団体研修 12/7 講演会 日野清人さん(松江市)	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えている。県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まっている。隠岐講座では、島前と島後でテレビ会議システムで結んで実施することで、研修の機会を増やすよう工夫した。 3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となつた。 4. 中核指導者養成講座修了者の推進者としての実践について情報交換をしたり、学び直しをしたりする機会となっている。参加者が固定化する傾向にある。 5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が厳しい市町もあり、市町とより連携した取組が必要である。 6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。男性の参加を認めても良いという意見も出てきており、実施方法について見直しの必要性が出てきている。 7. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	1. 社会人権・同和教育啓発基礎講座 11/4 11/19 11/30 松江市 11/6 11/17 12/2 浜田市 2会場で3回シリーズで実施する。 2. 社会人権・同和教育啓発専門講座 専門講座 6/29 7/6 7/22 8/5 大田市で実施する。 隠岐講座 9/2 9/3 西の島町 隠岐の島町(サテライト)で実施する。 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 新型コロナウイルス感染症予防のため今年度は中止
	人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に係る指導資料の作成などを通じて、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	人権教育指導資料「社会教育編」の編纂に向かって、多様性を受容できる地域づくりの視点をもちながら、情報収集を行う。	社会教育主事に「人権教育指導資料第2集(学校教育編)」の周知が進んだ一方で、社会教育の資料の発行を望む声が始めている。	現段階で社会教育資料の発行の予定はない。	
	視聴覚教育推進事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	視聴覚教材・機材を活用した学習方法を充実するため、各種ビデオ教材・視聴覚教材の貸出	・視聴覚教材・機材の貸出・情報提供を行い、学習機会の充実を図った。	・学校や各種団体が取り組む人権教育の推進にもつながっている。広報のあり方が課題である。 ・視聴覚教材・機材の貸出についての広報の工夫、及び貸出教材の充実を行う。		

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目I 人権教育・啓発の推進					
	中項目2 人権啓発					
7	(1)企業等による人権啓発講演会開催事業における人権啓発の推進(中小企業課)	中小企業者の役職員等に対する「人権啓発講演会」の開催	1. 事業主体:島根県 2. テーマ:「経営戦略としての女性活躍推進について」 3. 開催日:令和元年8月8日 4. 場所:島根県林業会館 5. 講師:ワンステップ 人材育成コンサルタント 上平薫里	性別・年齢・国籍などの様々な属性を受け入れて、多様性を活かすことを通して、人権に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚につながることはもとより、企業や組織の力になることを学ぶことができた。 企業が社会に果たすべき責任はますます重要なところであり、公正な採用や人権問題の取り組みにより、差別のない明るい職場づくりも求められていることから、今後も講演会の開催を継続していく。	1. 事業主体:島根県 2. テーマ:未定 3. 開催日:未定 4. 場所:未定 5. 講師:未定	
	人権同和問題研修推進員研修会の開催(中小企業課)	人権同和問題研修推進員研修会の開催	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日:令和元年7月8日 ・テーマ:「ハラスメントと職場コミュニケーション」 ・講師:(一社)日本産業カウンセラーアソシエイション 中国支部 岡 淳一 ・場所:島根県林業会館 4. 参加者 21名	商工団体の同和問題研修推進員を対象とした研修を実施し、人権同和問題に関する意識の向上に役立てることができた。 今後も事業を継続し、商工団体役員に企業等への指導的役割を担ってもらうことにより人権教育・啓発を推進する。	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日:未定 ・テーマ:未定 ・講師:未定 ・場所:未定 4. 参加者 未定	
	雇用促進事業(雇用政策課)	公正な選考採用についての広報啓発の実施	引き続き公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布することで、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促した。 今後も引き続き啓発に努める。	引き続き公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。	
	人権問題啓発推進事業(農林水産総務課)	農林漁業団体の同和対策推進担当者等を対象とした研修会の実施	1 研修内容等 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発事業 講師を招いて職場における人権啓発に繋がる研修等を行う。 (1)テーマ:同和問題を題材に研修会を実施予定 (2)講師:島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 2 開催場所等 (1)場所:隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2)日程:10月～11月	・県内の農林漁業団体の啓発担当者等の人権同和問題への理解を深めた。 ・今後も、人権同和問題に対する理解促進に寄与するよう継続的に研修会等を実施する。	1 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 農林漁業団体役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自ら人権問題解決に向け取り組めるよう、職場研修の中心である同和対策推進担当者等を対象に、人権問題に関する啓発研修を開催するとともに、啓発資料等の作成・配布を行う。 (1)テーマ:パワハラを題材に研修会を実施予定 (2)講師:島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 2 開催場所等 (1)場所:隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2)日程:10月～12月	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進					
	中項目2 人権啓発					
8	(2)地域社会における人権啓発の推進	人権啓発事業 (人権同和対策課)(再掲)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	<p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示</p> <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 日時:令和元年12月8日 場所:鹿島総合体育馆</p> <p>3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2019 日時:令和元年11月17日(日) 会場:島根県民会館中ホール(松江市) 内容:ステージイベント 啓発企画展 人権啓発ポスター・コンクール表彰 講演会 など 参加者:1100人</p> <p>(2)人権を考える県民のつどい(人権フェスティバルと同時開催) 日時:11月17日(日) 会場:島根県民会館(松江市) 内容:講演会 家田莊子さん「一緒に生きていきましょう～生きるということ～ 人権教育・啓発活動展</p> <p>(3)人権ユニバーサル事業 ・障がい者の人権を考える集い 日時:令和元年8月2日(金) 場所:島根県民会館中ホール(松江市) 内容:講演会 ・外国人の人権を考える集い 日時:令和元年11月17日(日) 場所:島根県民会館中ホール(松江市) 内容:ワークショップ、啓発展示</p> <p>(4)人権啓発ポスター・コンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和元年6月～9月 応募点数:950点</p> <p>(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:14団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等</p>	<p>県立図書館など県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p> <p>会場で実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。 スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもらうことができるなど、効果的な啓発ができるところから、今後も継続して実施していく。</p> <p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立ったと回答していた。 今後も、開催市町村の学校や企業、NPO法人等各団体へ広く参加を呼び掛け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立ったと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向けて、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>小学校から高校生までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p> <p>人権啓発推進センターのPRを積極的に行ってきたことにより、ライブラリーの貸出数が増えてきており、今後もDVDや図書等を充実させていく必要がある。</p> <p>各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。</p> <p>人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある</p>	<p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示</p> <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場でゲームスポンサーとして啓発活動を実施予定(12月実施で調整中)</p> <p>3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2020 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、フェスティバルは中止。 ポスター・コンクール表彰式は単独で実施予定(12月実施で調整中)</p> <p>(2)人権を考える県民のつどい 11月15日 浜田市で実施</p> <p>(3)人権ユニバーサル事業 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施せず</p> <p>(4)人権啓発ポスター・コンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和2年6月～9月</p> <p>(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:9団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等</p>
	(3)地域社会における人権啓発の推進	人権施策調整事務	人権教育や人権啓発に関して、特に顕著な功績のあった者に対し、知事感謝状を贈呈	1 人権教育・啓発功労者に対する知事感謝状 ・学び直しの会(松江市)	多年にわたり、人権に関し教育・啓発活動や学術研究に従事した方を表彰することにより、地域における人権啓発の担い手の活動支援につながった。	1 人権教育・啓発功労者に対する知事感謝状 表彰対象:未定

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進						
中項目3 特定職業従事者に対する人権研修等の充実						
9	①公務員 人権・同和問題職員等研修 事業 (人権同和対策課)	行政関係者研修会の実施	1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 開催時期及び回数 5～7月 8回 241人 ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数 7月 3回 56人 2. 地域別新規採用職員等人権・同和問題研修会 開催時期及び回数 8～9月 6回 494人	いずれの研修も、それぞれの職務・時期に必要な研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。 H27年度から取り組んでいるハンセン病療養所現地研修についても引き続き実施していく。	1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 9～10月 9回 266人(予定) ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数 10月2回、11月1回、25人×3回=75人 2. 地域別新規採用職員等人権・同和問題研修会 8～9月 7回 460人(予定)	
	9	隣保館職員等の研修の実施	隣保館職員等前期研修会 日時:6月13、14日 参加者数:延58人 隣保館職員等後期研修会 日時:8月29、30日 参加者数:延49人	【目標】 隣保館等職員の相談能力等の資質向上、隣保館の運営手法に係る情報交換、関係制度理解、専門知識の獲得	隣保館職員等前期研修会 日時:8月27、28日 参加者数:延51人 隣保館職員等後期研修会 日時:11月26、27日 参加者数:50人(見込み)	
		自治研修所研修 (人事課) (自治研修所)	自治研修所の階層別研修において人権・同和問題についての研修を実施	次の研修において、人権同和問題に関する研修を実施する。 1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講者数:県職員136人、市町村318人 2. 一般職員第Ⅱ課程研修 受講者数:県職員95人、市町村129人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数:県職員36人、市町村33人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講者数:市町村211人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講者数:県職員126人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講者数:県職員79人、市町村153人	各階層の特性や他の受講機会等を勘案した効果的な研修の実施	1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講者数:県職員160人、市町村340人 2. 一般職員第Ⅱ課程研修 受講者数:県職員100人、市町村150人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数:県職員40人、市町村45人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講者数:市町村190人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講者数:県職員130人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講者数:県職員100人、市町村155人
		職員研修 (人事課)	隣がい(者)理解に関する職員研修の実施	・開催時期:5／31、6／3 ・開催場所:県内2ヶ所(松江、浜田) ・参加者 404人	発達障がいの内容・特性の理解を深めるために実施した。想定を上回る応募があり、引き続き実施していく必要がある。	・開催時期:9～10月 ・開催場所:県内2ヶ所
		地域行政関係者研修会 (人権同和対策課)	地域行政関係者研修会の実施	・開催時期:8～11月 ・開催場所:県内9会場延べ11回 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田、隱岐(島前・島後)) ・参加数:1,227人	自治体職員はもとより、人権擁護委員、民生・児童委員、隣保館職員、社会福祉協議会職員といった、特に人権尊重の視点を持って職務に臨むべき立場の者を対象とした研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。	・開催時期:8～11月 ・開催場所:県内9会場延べ11回 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田、隱岐(島前・島後)) ・参加数:1,200人

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目 I 人権教育・啓発の推進						
中項目3. 特定職業従事者に対する人権研修等の充実						
	(②教職員)	人権教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	<p>1. 人権・同和教育主任等研修</p> <p>○県内5会場にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠岐会場:6月4日(火) 隠岐合同庁舎 受講者 22名 ・益田会場:6月18日(火) 益田合同庁舎 受講者 56名 ・浜田会場:6月19日(水) 浜田教育センター 受講者 106名 ・松江会場:6月25日(火) 松江合同庁舎 受講者 110名 ・出雲会場:6月27日(木) 出雲合同庁舎 受講者 108名 <p>○内容</p> <p>※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事</p> <p>1.講義Ⅰ 「進路保障を進めるために」 2.講義Ⅱ 「人権・同和教育主任等の役割について」 3.説明 「県内の「人権・同和教育の推進状況について」」 4.伝達 「拉致問題について」 5.情報交換 「人権学習・校内体制・校内研修について」</p> <p>2. 就学前人権教育講座</p> <p>○8月27日(火) 出雲合同庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 69名 幼稚園、認定こども園の教員・保育所の保育士 <p>○内容</p> <p>1.講義・演習 人権同和教育課 指導主事 2.実践発表 松江市立しんじ保育園 　　隠田桂子 園長・森重亜美 教諭・小林千晶 教諭 3.情報交換 人権同和教育課 指導主事</p> <p>3. 新任教職員研修247名 (人権教育)</p> <p>I 東部5月10日、西部5月9日 II 東部9月27日、西部9月26日</p> <p>4. 教職6年目研修 133名 (人権教育)</p> <p>東部2月14日、西部2月13日</p> <p>5. 中堅教諭資質向上研修 126名 (人権教育)</p> <p>東部2月7日、西部2月6日</p> <p>6. 新任講師等研修(人権教育)</p> <p>松江4月26日(74名)、出雲5月14日(47名)、浜田4月19日(22名)、 益田4月18日(17名)、隠岐4月26日(21名)</p>	<p>・受講者に研修の目標・ねらいを明確に示し、これに基づいた内容を行うことができた。拉致問題についての伝達も好評であった。</p> <p>・「人権教育指導資料第2集」をふまえて講義・演習を行うことで、理論的な理解と具体的なイメージとの構築と繋げることができた。受講者は各校での取組を進め上で参考になったと思われる。</p> <p>・受講者の経験年数やニーズに差があり、過去3年の間に受講歴のある方は午後からの受講を認めた。実践のヒントを掴みに来ているのではなく、答えを聞きに来ている方も見られた。</p> <p>・令和2年度は、「人権教育担当主任等研修」と名称を変えて実施予定である。</p> <p>・研究指定園の実践発表では、園の思いのほか具体的な取組やその成果(変容)が丁寧に紹介され、受講者は自園・所の実践に生かすヒントが多く得られた。</p> <p>・受講者同士の情報交換では、地域の異なる様々な園・所の受講者と思いを共有することができ、有意義な機会となった。</p> <p>・幼稚園・保育所を対象とした研修講座について、幼稚教育センター及び子ども・子育て支援課等とのさらなる連携が必要である。</p> <p>・幼稚教育研修の必要性が叫ばれる中、より多くの参加となるよう内容の精選を行っていきたい。外部講師の招聘については隔年で実施する予定である。</p> <p>・受講者の実態を踏まえ、教職員としてのライフステージに即した内容の研修を実施できた。参加体験型の活動を多く取り入れ、主体的な学びを促すよう実施方法を工夫したことにより、それぞれの教育活動を行う上での実践力の向上につながる研修となった。</p> <p>・管理職研修と同様に、他課と共に連携して実施することができれば、さらに充実した内容にすることが期待できる。</p> <p>・事例をもとに、進路保障の視点から子ども理解を深める内容とした。講義にあわせてペアワークや演習等を取り入れることで、日々の教育活動につながる研修を実施することができた。</p> <p>・年度当初の学校行事等の兼ね合いからこの時期の研修に参加しづらい講師もいる。年度の早い時期に実施することが望ましいが、日程を検討したい。</p>	<p>1. 人権教育担当主任等研修(コロナの影響で「自主研修」に変更)</p> <p>○県内5会場にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠岐会場:6月3日(水) 隠岐合同庁舎 受講者 22名 ・益田会場:6月16日(火) 益田合同庁舎 受講者 56名 ・浜田会場:6月17日(水) 浜田教育センター 受講者 106名 ・松江会場:6月23日(火) 松江合同庁舎 受講者 110名 ・出雲会場:6月25日(木) 出雲合同庁舎 受講者 108名 <p>○内容</p> <p>※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事</p> <p>1.講義Ⅰ 「進路保障を進めるために」 2.講義Ⅱ 「人権教育担当主任等の役割について」 3.説明 「県内の「人権教育の推進状況について」」 4.講義 「人権学習の授業づくりについて」 5.情報交換 「人権学習・校内体制・校内研修について」</p> <p>○就学前人権教育講座</p> <p>8月27日、出雲合同庁舎 講師:新保真紀子先生 受講者:68名</p> <p>○内容</p> <p>1. 幼児期から育みたい人権の力～幼児教育に今、求められるもの～ 2. 幼児期における人権教育の充実に向けて</p> <p>○就学前人権教育講座代替研修会</p> <p>9月10日 島根県民会館 講師:人権同和教育課 受講者:12名</p> <p>○内容</p> <p>8月27日の新保先生の講義・演習の録画を視聴</p> <p>3. 新任教職員研修 名 (人権教育)</p> <p>I 東部5月15日、西部5月4日(コロナによりオンデマンドに変更) II 東部10月2日、西部10月1日</p> <p>4. 教職6年目研修 名 (人権教育)</p> <p>東部2月10日、西部2月12日</p> <p>5. 中堅教諭資質向上研修 名 (人権教育)</p> <p>東部8月4日、西部8月3日 養護教諭・栄養教諭等2月5日</p> <p>6. 新任講師等研修(人権教育)(コロナにより、初任者研修と合わせてオンラインデマンドに変更)</p> <p>松江・隠岐:4月28日(90名) 出雲:5月8日(50名) 浜田・益田:5月12日(80名)</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進						
中項目3 特定職業従事者に対する人権研修等の充実						
				<p>7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭対象)（人権教育） 5月24日(84名)</p> <p>8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育) 5月17日(67名)</p> <p>9. 小・中学校事務職員新任事務リーダー研修(人権教育) 5月17日(8名)</p> <p>10. 小・中学校長学校経営実践研修(人権教育) 松江・隠岐:6月28日(84名) 出雲:6月28日(87名) 浜田・益田:6月27日(114名)</p> <p>11. 小・中学校教頭学校運営実践研修(人権教育) 松江:9月20日(73名) 出雲:9月19日(87名) 浜田・益田:9月10日(117名) 隠岐:9月13日(16名)</p> <p>12. 小・中学校事務職員事務主幹フォローアップ研修(人権教育) 10月17日(20名)</p> <p>13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) 1月31日(18名)</p>	<p>・より多角的な視点から受講者の「進路保障」の理解を深めることにつながり、豊かな人権感覚に支えられた管理職としての資質・能力の向上に資することができた。 ・教育指導課子ども安全支援室や特別支援教育課等の他課と連携する形での実施もしていきたい。</p> <p>・3年に一度の「人権教育」の講義であった。(特別支援教育・生徒指導との3つで回しているものである。) ・モデル事例を用いた演習により、実践に生かしやすい工夫も行った。3年に一度ではあるが、定期的に研修機会があることで学校運営・経営に資することができている。</p> <p>・事務職員が「進路保障」の理念を理解することで、学校全体としての取組が進めやすくなる。その契機となるような研修であった。</p> <p>・就学前教育における人権教育は、その後の発達段階に応じた取組の基盤となる大切な部分を占めている。 ・令和元年度より、要請があり保育園等の教諭・保育士にも講義を始めた。今後も継続していくことで、就学時以降の人権教育の充実につながっていくと思われる。</p>	<p>7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭対象)（人権教育） 5月29日(90名)</p> <p>8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育) 5月22日(70名)</p> <p>9. 小・中学校事務職員新任事務リーダー研修(人権教育) 12月4日</p> <p>非開催年</p> <p>非開催年</p> <p>12. 小・中学校事務職員事務主幹フォローアップ研修(人権教育) 9月3日(8名)</p> <p>13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) 1月27日</p>
人権同和教育研修支援事業 (総務部総務課)	私学団体が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成	私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成		今後も、私立幼稚園、中学・高校、専修・各種学校の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
		大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進				
		中項目3 特定職業従事者に対する人権研修等の充実				
11	③警察職員	警察職員への人権教育の浸透 (県警人材育成課)	各種研修における職務倫理及び人権に配慮した職務執行についての教養の実施	<p>1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施</p> <p>(1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 2回 146人 イ 職務倫理教養 63回 1,265人 ウ 盲学校研修 2回 57人</p> <p>(2) 昇任時教養(警部補・巡査部長) 職務倫理教養 6回 546人</p> <p>(3) 昇任時教養(一般職係長・主任) ア 職務倫理教養 4回 43人 イ 人権教養 2回 25人</p> <p>(4) 採用5年目研修 職務倫理教養 1回 72人</p> <p>(5) 各種専門教養(県任用科・専科) 職務倫理教養 30回 354人</p> <p>2 警察庁等が主催する職務倫理指導者研修への職員の派遣</p> <p>(1) 中国四国管区警察学校(職務倫理教養担当者) 7月8日～7月12日(5日間) 1人</p> <p>3 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 2回 73人</p>	<p>採用・昇任時教養、各種専門研修等において、人権教養・職務倫理教養を必須科目として組入れ、また、警察庁主催の研修への派遣、各所属における部外講師による教養等を実施したことで、人権・職務倫理に配意する意識を醸成し、実際にそれらに配意した職務執行を実施することができた。</p> <p>今後も継続的な教養を行い、適切な職務執行に努める。</p>	<p>1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施</p> <p>(1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 2回 118人 イ 職務倫理教養 64回 1,081人 ウ 盲学校研修 2回 51人</p> <p>(2) 昇任時教養(警部補・巡査部長) 職務倫理教養 6回 300人</p> <p>(3) 昇任時教養(一般職係長・主任) 職務倫理教養 4回 24人</p> <p>(4) 採用5年目研修 職務倫理教養 1回 71人</p> <p>(5) 各種専門教養(県任用科・専科) 職務倫理教養 27回 331人</p> <p>2 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 2回 59人</p>
12	④医療関係者	県立病院職員への人権教育の浸透 (病院局)	公務員としての人権尊重意識の向上や、患者に対するインフォームドコンセントの徹底、プライバシーの保護など患者の人権に配慮した医療の提供のための研修の実施	<p>・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月8日 57名 ※中央病院、こころの医療センター合同</p> <p>・新規採用職員・H30年度中途採用者対象人権同和職員研修 6月27日 49名 ※中央病院、こころの医療センター合同</p> <p>・人権・同和問題研修 (中央病院)10月11,21,22,23,25日 839名</p> <p>・ハラスメント研修 (中央病院)1月29日,2月3,4,5,6,7日 856名</p> <p>・人権・同和問題研修 (こころの医療センター)11月21,22日 同和問題研修 2月 介護犬についての資料配付</p>	<p>今後も、公務員として常に人権尊重の視点に立つとともに、医療従事者として患者の人権に配慮した医療を提供するために、人権研修を継続して取り組む。</p>	<p>・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月3日 ※中央病院、こころの医療センター合同</p> <p>・新規採用職員・H31年度中途採用者対象人権同和職員研修 9月30日 ※中央病院、こころの医療センター合同</p> <p>・人権・同和問題研修 (中央病院)10月、2月</p> <p>・人権・同和問題研修 (こころの医療センター) 11月 人権問題研修 2月 ハラスメント問題研修</p>
	⑤福祉関係者	人権施策の推進 (医療政策課)	医療関係者の人権問題に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るために、関係団体・養成所等に研修・指導の要請	関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼	引き続き、関係団体等に対し、人権意識の高揚を図るために研修・教育の実施の要請を機会あるごとに依頼することが必要。	関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼
		民生委員・児童委員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>民生委員・児童委員研修、法定単位民生委員・児童委員研修において、人権問題に関する講義等を行った。</p> <p>また、各市町村民協においても全委員を対象に人権問題する研修が実施されるよう県及び県民協から指導・助言を行った。</p> <p>①新任民生委員・児童委員研修 実施時期:令和元年12月6日、9日、10日、12日、13日、16日、17日、18日、 20日、25日、26日、令和2年1月6日 実施場所:県内12会場 参加人数:529名</p>	<p>民生委員の役割・活動が地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解いただくとともに、自らの支援活動の中でどのような配慮が必要かを学んでいただくことができた。</p> <p>今後も継続した取組みを行っていく。</p>	<p>民生委員・児童委員研修、法定単位民生委員・児童委員研修において、人権問題に関する講義等を行う。</p> <p>また、各市町村民協においても全委員を対象に人権問題する研修が実施されるよう県及び県民協から指導・助言を行う。</p>

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進					
	中項目3. 特定職業従事者に対する人権研修等の充実					
13				<p>②中堅民生委員・児童委員研修 実施時期:令和元年8月26日、27日、28日 実施場所:県内3会場(松江、出雲市、益田市) 参加人数:189名</p> <p>③法定単位民生児童委員協議会会長研修 実施時期:令和2年2月 実施場所:県内1会場(松江市) 参加人数:114名</p>		
	福祉施設役職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行った。 ・人権権利擁護研修(4会場)264名	人権問題について学んでいただくことができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行う。 ・人権権利擁護研修(5会場)約250名を予定	
	日常生活自立支援事業生活支援員研修 (地域福祉課)	研修会の実施	県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行つ者として人権についての基本的な姿勢を学んだ 実施時期:9月 実施場所:3会場(東部、西部、隠岐) 参加人数:東部57名、西部80名、隠岐18名	生活支援員の活動が、地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解していくとともに、様々な人権課題を学んでいたことができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行つ者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ 実施時期:9月 実施場所:3会場(東部、西部、隠岐) 参加予定人数:計150名	
	生活保護関係職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数:29名 時期:5月15日 場所:島根県民会館 講師:島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容:「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」	様々な生活困難を抱える対象者に接して生活保護業務を遂行する市町村福祉事務所の新任職員の人権意識を向上させることができた。	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数:26名 時期:8月4日 場所:島根県民会館 講師:島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容:「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」	
	児童福祉施設児童処遇向上事業 (青少年家庭課)	児童福祉施設における児童処遇及び職員指導技術向上のための研修事業等の実施	<p>1. 施設入所児童ミーティング事業 各施設入所児童の相互交流による意見交換の実施 ・期日:令和元年10月20日 ・場所:しまね海洋館アクアス ・人数:24名(入所児童16名、職員8名) ・内容:アクアスの館内とバックヤード見学。サメの生態学習。</p> <p>2. 職員合同研修事業 児童養護施設等の処遇職員の指導技術向上研修や意見交換を実施 ・期日:令和元年12月12日~13日 ・場所:いきいきプラザ島根 ・人数:48人 ・内容: ①講演:これからネット社会～子ども達のネット利用の現状と対策 ～ ②講演:性と生の話どう伝える?～性教育活動からみえてきたこと ～ ③事例検討:施設における性教育の取り組み</p>	<p>ミーティング事業については、参加児童数が増加しており、相互交流による意見交換の実施は果たせているが、今後は乳児院の入所児童も参加できる内容を検討し、子ども達の年齢の違いによる自発的な役割を学習する機会を設けていく。</p> <p>合同研修会については、近年の入所児童の主な主訴の1つである性問題について取り上げ、主に高校生が所持するスマートフォンなどで起りうるトラブルを認識し、これに対する普段からの対応に寄与する研修となった。</p> <p>今後も入所する児童の特性に応じた研修内容を企画し、職員の専門的なスキルアップを図っていく。</p>	<p>1. 施設入所児童ミーティング事業 各施設入所児童の相互交流による意見交換の実施 (R2年度実施内容は未決定)</p> <p>2. 職員合同研修事業 児童養護施設等の処遇職員の指導技術向上や意見交換を実施 (R2年度実施内容は未決定)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策として、例年の開催方法を検討中。</p>	

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅰ 人権教育・啓発の推進					
	中項目3. 特定職業従事者に対する人権研修等の充実					
14	⑥消防職員 消防職員の人権教育の推進 (消防総務課)	消防職員に対する人権教育の実施	消防学校の初任総合教育、特別教育、初級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:令和元年5月7日(火) 講義内容:最近の人権問題 セクシャルハラスメントについて 受講人数:41名 ②開催日:令和元年6月5日(水) 講義内容:あいサポート研修 受講人数:41名 (2)特別教育(研修教官)における人権教育の実施 ①開催日:令和元年5月22日(水) 講義内容:暴力・パワー・ハラスメントの改善・予防について 受講人数:17名 (3)初級幹部科における人権教育の実施 ①開催予定日:令和元年10月25日(金) 講義内容:パワー・ハラスメントを中心とした研修 受講人数:16名	今後も消防学校における講義等に人権教育を組み込むとともに、各消防本部においても各種人権教育の受講機会を確保するなど働きかけ、消防職員の人権教育の推進を図っていく。	消防学校の初任総合教育、初級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:令和2年4月23日(木) 講義内容:最近の人権問題 セクシャルハラスメントについて 受講人数:34名 ②開催日:令和2年6月1日(月) 講義内容:あいサポート研修 受講人数:34名 (2)初級幹部科における人権教育の実施 ①開催予定日:令和2年10月7日(水) 講義内容:パワー・ハラスメントを中心とした研修 受講人数:14名	
15	⑦マスメディア関係者 マスメディア関係者への取組み要請 (広聴広報課)	マスメディア関係者へ人権教育の取組みの要請	知事・島根県報道クラブ意見交換会において人権教育を要請しているが、令和元年度においては、同意見交換会が実施されなかつたため、令和2年3月に島根県報道クラブ加盟各社に対し、人権教育の要請を文書で行った。	今後も島根県報道クラブ加盟各社に直接要請できる機会の確保に努める	知事・島根県報道クラブ意見交換会において人権教育を要請 ・開催日:令和3年2月 ・参加者:報道各社支局長級職員	

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
16	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目1 女性					
	①男女平等を推進する教育・啓発	男女共同参画の理解促進事業 (女性活躍推進課)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	<p>1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催 (基礎研修:松江市、大田市、浜田市 各1回、向上研修:松江市、浜田市 各1回、アクティブサポーター養成研修:松江市、浜田市 各1回) ・男女共同参画サポーターの愛称募集、決定「キラ☆サポ」</p> <p>2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (飯南町1回、浜田市2回、川本町1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立農林大学校、島根県立大学2キャンパス・出雲コアカレッジ 各1回)</p> <p>3 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談52件、市町村男女共同参画条例等の相談6件)</p>	<p>男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んできているが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。 今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催 (向上研修:松江市、浜田市 各1回、アクティブサポーター養成研修:松江市、浜田市 各1回、交流会:大田市1回)</p> <p>2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (雲南市2回、吉賀町、知夫村各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立農林大学校、島根県立大学2キャンパス・出雲コアカレッジ 各1回)</p> <p>3 男女共同参画に関する相談対応</p>
	男女平等を推進する教育活動 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 教科指導及びホームルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会について理解を深め、実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高めるとともに、共通理解を図り、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の見直しを図るように促す。	各学校においては、計画に則って校内研修が実施された。継続して教科会、学年会及び校内研修等において理解を深め、実践を積み重ねる必要がある。	<p>1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育に関するホームルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。</p> <p>2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図るとともに、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促す。</p>	
	人権教育研修講座 (教育指導課) (教育センター) (再掲)	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	<p>人権・同和教育主任等研修 ○県内5会場にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠岐会場:6月 4日(火) 隠岐合同庁舎 受講者 22名 ・益田会場:6月18日(火) 益田合同庁舎 受講者 56名 ・浜田会場:6月19日(水) 浜田教育センター 受講者 106名 ・松江会場:6月25日(火) 松江合同庁舎 受講者 110名 ・出雲会場:6月27日(木) 出雲合同庁舎 受講者 108名 <p>○内容 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事</p> <p>1.講義 I 「進路保障を進めるために」 2.講義 II 「人権・同和教育主任等の役割について」 3.説明 「県内の・人権・同和教育の推進状況について」 4.伝達 「拉致問題について」 5.情報交換 「人権学習・校内体制・校内研修について」</p>	<p>受講者は、講義を通して子どもを取り巻く人権課題の中に女性の人権に関する問題があることを再認識することができた。</p>	<p>1.人権教育担当主任等研修(コロナの影響で「自主研修」に変更) ○県内5会場にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隠岐会場:6月 3日(水) 隠岐合同庁舎 受講者 22名 ・益田会場:6月16日(火) 益田合同庁舎 受講者 56名 ・浜田会場:6月17日(水) 浜田教育センター 受講者 106名 ・松江会場:6月23日(火) 松江合同庁舎 受講者 110名 ・出雲会場:6月25日(木) 出雲合同庁舎 受講者 108名 <p>○内容 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事</p> <p>1.講義 I 「進路保障を進めるために」 2.講義 II 「人権教育担当主任等の役割について」 3.説明 「県内の・人権・同和教育の推進状況について」 4.講義 「人権学習の授業づくりについて」 5.情報交換 「人権学習・校内体制・校内研修について」</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1 女性						
17	②男女がともに働きやすい職場環境の整備(ワーク・ライフ・バランスの推進)	男女共同参画の理解促進事業 (女性活躍推進課)(再掲)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	<p>1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画センター及び市町村担当者研修の開催 (基礎研修:松江市、大田市、浜田市 各1回、向上研修:松江市、浜田市 各1回、アクティブラーニング研修:松江市、浜田市 各1回) ・男女共同参画センターの愛称募集、決定「キラ☆サポ」</p> <p>2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (飯南町1回、浜田市2回、川本町1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立農林大学校・島根県立大学2キャンパス・出雲コアカレッジ 各1回)</p> <p>3 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談52件、市町村男女共同参画条例等の相談6件)</p>	<p>男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の機運醸成が進み、男女とともに各年代で理解が進んできているが、一部の人たちには依然として固定的な性別割り分担意識が残っている。 今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画センター及び市町村担当者研修の開催 (向上研修:松江市、浜田市 各1回、アクティブラーニング研修:松江市、浜田市 各1回、交流会:大田市1回)</p> <p>2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (雲南市2回、吉賀町、知夫村各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立農林大学校・島根県立大学2キャンパス・出雲コアカレッジ 各1回)</p> <p>3 男女共同参画に関する相談対応</p> <p>・「しまね働き方改革推進会議」(事務局:島根労働局)の場を活用し、労使関係団体と連携した普及啓発の取り組みを進めること。 ・「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ」について、小規模事業者の利用要件緩和、補助対象の拡充(職場環境改善にむけたハード整備)を行い、利用拡大、企業等におけるワークライフバランスの推進を図る。</p>
	しまねいきいき職場づくり推進事業 (雇用政策課)	労働者、県民、関係団体を対象に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発	「しまね働き方改革推進会議」(事務局:島根労働局)で策定した「しまね働き方改革宣言」の宣言項目を活用した「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業を募集し、「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ」と一緒に実施するなどにより、広く県内企業に対してワークライフバランスの普及啓発と取組支援を行った。 ・「しまねいきいき職場宣言」宣言企業数:87社 ・労働者が働きやすい職場環境の整備を支援するためのアドバイザー派遣:45社 ・人材育成計画に基づいて実施される社内研修の実施に要する経費の一部を助成:13社 ・多様な人材の活躍のために、企業が必要な環境整備を行う経費の一部を助成:7社	「しまね働き方改革宣言」の宣言項目を活用した「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業を募集し、「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ」と一緒に実施するなどにより、広く県内企業に対してワークライフバランスの普及啓発と取組支援を行った。 ・「しまねいきいき職場宣言」宣言企業数:87社 ・労働者が働きやすい職場環境の整備を支援するためのアドバイザー派遣:45社 ・人材育成計画に基づいて実施される社内研修の実施に要する経費の一部を助成:13社 ・多様な人材の活躍のために、企業が必要な環境整備を行う経費の一部を助成:7社	「しまね働き方改革宣言」の宣言項目を活用した「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業を募集し、「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ」と一緒に実施するなどにより、広く県内企業に対してワークライフバランスの普及啓発と取組支援を行った。 ・「しまね働き方改革宣言」(事務局:島根労働局)の場を活用し、労使関係団体と連携した普及啓発の取り組みを進めること。 ・「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ」について、小規模事業者の利用要件緩和、補助対象の拡充(職場環境改善にむけたハード整備)を行い、利用拡大、企業等におけるワークライフバランスの推進を図る。	<p>・「しまね働き方改革推進会議」(事務局:島根労働局)の場を活用し、労使関係団体と連携した普及啓発の取り組みを進めること。 ・「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ」について、小規模事業者の利用要件緩和、補助対象の拡充(職場環境改善にむけたハード整備)を行い、利用拡大、企業等におけるワークライフバランスの推進を図る。</p>
	女性就労ワンストップ支援体制整備事業 (女性活躍推進課)	県内企業で就労をめざす女性の就職相談窓口を設置し、女性の就労に関わるワンストップの支援体制を整備	女性を対象とした就職相談窓口(レディース仕事センター)において、総合的な就職支援を行った。 企業との意見交換会、職場見学会及びミニ体験を新たに実施した。 相談件数1,428件、就職者数156人、求人者数910人、求職者数301人となりH30年度の実績を上回った。	女性を対象とした就職相談窓口(レディース仕事センター)において、総合的な就職支援を行った。 企業との意見交換会、職場見学会及びミニ体験を新たに実施した。 相談件数1,428件、就職者数156人、求人者数910人、求職者数301人となりH30年度の実績を上回った。	相談件数は増えているが、まだ認知度が低いので、レディース仕事センターの周知を効果的にを行い、県内全域でレディース仕事センターを活用できるように利便性を図る必要がある。 また、求職者のニーズに合わせた求人票を企業から提供してもらえるように、求職者のニーズを把握し、企業訪問等を通じた働きかけの強化が必要。	<p>・女性を対象とした就職相談窓口(レディース仕事センター)で求職者への支援、職業紹介の実施 ・就職支援セミナー、企業向けセミナーの開催 ・合同就職説明会や県内企業での職場見学会等の実施 ・ホームページ等の活用による情報提供・広報(拡充) ・出張相談会の開催(新規) ・就労ニーズを踏まえた求人開拓(新規)</p>
	中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 (女性活躍推進課)	従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、事業所等での継続雇用の拡大を図るために、中小・小規模事業者等へ奨励金を支給する。	育児休業3か月未満または産休のみでの支給が53件、育児休業3か月以上17か月未満での支給が580件、育児休業17か月以上の支給が7件あった。	R1年度奨励金申請企業のうち、約55%が以前も奨励金を利用している企業であり、奨励金制度の定着と共に出産後も働き続けやすい風土が醸成されてきている。一方で、新規に奨励金を活用した企業が減っていることもあり、奨励金の積極的な周知を行っていく必要がある。	中小・小規模事業者等に対し、従業員が出産後育児休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等に応じて奨励金を支給する。	
	子育てしやすい職場づくり促進事業 (女性活躍推進課)(新規)	子育てしやすい柔軟な働き方ができる環境を整えるため、中小・小規模事業者等に奨励金を支給し、「休み方」と「働き方」の改善を推進する。			<p>【対象】 島根県内に本社又は主たる事業所がある中小・小規模事業者等 【支給要件】 以下のA、Bいずれかの要件を満たしていること。 A)「時間単位の有給休暇制度」を令和2年4月1日以降に導入し、小学6年以下の子どもがいる従業員が「時間単位の有給休暇制度」を年度内に8時間以上(／人)利用した実績があること B)「短時間勤務制度(あるいはその代替制度※)」を令和2年4月1日以降に導入し、従業員が3歳以上小学6年以下の子どもの育児のために「短時間勤務制度(あるいは代替制度※)」の利用実績があること ※短時間勤務制度の代替制度…「フレックスタイム制度」「始業終業時刻の繰上げ、繰下げ」 【支給額】 A、Bそれぞれ20万円(40万円上限)1事業所につき、A、Bそれぞれ1回限り(6月補正で金額増 当初、1制度10万円)</p>	
	女性活躍推進員設置事業 (土木総務課)(新規)	女性活躍推進員が女性活躍に係る支援策のPRのため建設企業を訪問し、それをきっかけとして、男女がともに働きやすい職場環境づくりに着手する建設企業を増やすことを目的とする			<p>【対象】 県内建設事業者 (実施主体) 県 (手法) 松江商工会議所・島根県商工会連合会へ女性活躍推進員設置を委託</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1 女性						
18	③あらゆる分野における女性の参画の推進	女性の参画促進・人材育成事業 (女性活躍推進課)	政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、人材の育成	<p>1 女性の政策・方針決定過程への参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の参画の推進 (H31.4.1女性の参画率46.5%) ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 <p>2 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催 (基礎研修:松江市、大田市、浜田市 各1回、向上研修:松江市、浜田市 各1回)、アクティブサポーター養成研修:松江市、浜田市 各1回) <p>3しまね女性ファンドによる女性グループへの支援 (採択件数25件、助成額7,610千円)</p> <p>4 女性活躍推進事業</p> <p>(7) 企業等における女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者セミナーの開催(松江市) ・管理職交流会の開催(松江市、浜田市 各1回) ・女性活躍推進フォーラムの開催(大田市) ・女性活躍先進企業視察付きセミナー(益田市) ・女性の活躍推進セミナー(松江市、浜田市 全3回)、女性リーダー研修・ネットワーク交流会(松江市、浜田市) ・県内の学生が取材・製作した県内企業や働く女性の動画の作成 ・女性活躍の推進に積極的に取り組む企業や、仕事も生活も充実させている女性の表彰やホームページ等におけるPR <p>(4) 企業等における女性活躍のための環境整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍に係る行動計画の策定支援 (行動計画策定件数27件、フォローアップ件数34件) ・「しまね女性の活躍応援企業」の登録(244企業等 R1年度末) ・「しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金」による企業等への経費助成 (交付件数31件、交付金額24,075千円) 	<p>男女が性別に関わりなく、その個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定過程における女性の参画推進や地域に向けた男女共同参画推進講座等の開催、女性グループの自発的な活動に対する支援を行ってきた。</p> <p>また、島根県は女性の有業率は高いものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低く、さらに、65.6%の人が女性は働き続けにくいと感じている。このため、今後も女性が個性と能力を十分に発揮できる、働き続けやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。</p>	<p>1 女性の政策・方針決定過程への参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の参画の推進 ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 <p>2 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画サポーター及び市町村担当者研修の開催 <p>3しまね女性ファンドによる女性グループへの支援</p> <p>(7) 企業等における女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者や管理職対象などイクボスセミナーの開催 ・女性活躍推進フォーラムの開催 ・女性のスキルアップやリーダー養成セミナーの開催 ・女性活躍の推進に積極的に取り組む企業や、仕事も生活も充実させている女性の表彰やホームページ等におけるPR ・ワーク・ライフ・バランスキャンペーンの実施 ・男性の家事・育児参画促進のための「家事手帳」「育児手帳」の作成 ・資格や経験を活かした起業等を望む女性を対象としたセミナーの開催 等 <p>(4) 企業等における女性活躍のための環境整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍や仕事と生活の両立支援に係る行動計画の策定支援 ・「しまね女性の活躍応援企業」「こっころカンパニー」の登録 ・「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」による企業等への経費助成
	普及指導体制強化事業(水産課)	女性指導士の活動支援 漁村における女性の主体的活動を促進し、本県水産業の振興と活力ある漁村づくりを図る。	漁村女性指導士の活動支援	<p>・地元水産物の魚食普及・食育推進活動の実施</p> <p>・水産加工品等の製造技術指導 等</p>	<p>目標とする漁村女性指導士の人数 9人 現状:9人 新規加入がないことと高齢化のため、現状維持をめざす</p>	<p>漁村女性指導士の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元水産物の魚食普及・食育推進活動の実施 ・水産加工品等の製造技術指導 等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目1 女性					
19	④DV等女性に対する暴力防止の取組と支援	普及啓発事業 (青少年家庭課)	DV防止のための啓発・広報の実施	<p>1. 一般県民向け対象の講演会等の実施 ・日時 令和元年11月21日(松江市/島根県民会館:参加者148名) 11月22日(大田市/あすてらす:参加者65名) ・テーマ 「児童虐待の背景にあるDV ～DV被害者支援の視点から～」 ・講師 一般社団法人エープラス 代表理事 吉祥 真佐緒 氏</p> <p>2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。</p> <p>3. 「しまね人権フェスティバル2019」への参画 ・日時 令和元年11月17日 ・場所 松江市 ・内容 パネル展示、リーフレット配布</p> <p>4. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施 ・警察、市町村及び民間団体等の関係団体と連携し、県内12箇所で一斉街頭啓発活動を実施 ・県庁に幟旗設置、電光掲示及び関係各課職員によるバーブルリボン着用</p> <p>5. 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及 ・教職員向けにデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施 ・各種会議におけるデートDV予防教育の働きかけ</p>	県民向け公開講座を、県内2会場に拡大開催した結果より多くの参加者に啓発を行うことができた。 DVの正しい理解と予防のためには、継続した啓発、予防教育が必要であり、特に若年層には重点的に取組む必要がある。	<p>1. 一般県民向け対象の講演会等の実施 ・日時 令和2年11月17日(松江会場)、18日(大田会場) ・テーマ 「コロナショックとDV ～もう一つのパンデミックに追い詰められる女性たち～」(仮) ・講師 広島大学ハラスマント相談室 准教授 NPO法人全国女性シェルターネット共同代表 北仲 千里 氏 *新型コロナウイルスの状況に応じてオンライン実施に変更</p> <p>2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。 ※令和2年度の人権フェスティバルは中止</p> <p>3. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施 ・新聞、市町村広報誌等による啓発、その他街頭活動に代わる方法を検討 ・県立図書館におけるパネル展示 ・県内4箇所においてバーブルライトアップによる啓発を実施</p> <p>4. 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及 ・教職員向けにデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施 ・各種会議等においてデートDV予防教育を働きかける</p>
	DV被害者等の保護及び支援に関する事業 (青少年家庭課)	DV被害者等の支援に関する関係機関連絡会の開催やDV被害者等の保護の実施		<p>1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・本庁(19団体)及び7圏域(延200団体)における連絡会の開催</p> <p>2. DV被害者等保護事業 ・DV被害者等で保護が必要な者に対し、一時保護を実施し、問題解決に向けて支援を実施</p> <p>3. DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施</p> <p>4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援</p>	・DV被害者や同伴児(者)の適切な保護及び自立支援に向けてネットワーク会議を開催し、関係機関の連携強化を図った。 ・緊急時における迅速かつ安全な一時保護の実施と自立支援に努めた。 ・被害者等の適切な安全確保や自立支援のため、更なる関係機関との連携による支援体制の充実が必要である。	<p>1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催(書面) ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有を行う。</p> <p>2. DV被害者等保護事業 ・緊急時における一時保護を実施し、安全確保を行いつつ被害者等のニーズに応じた自立に向けて支援を行う。</p> <p>3. DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施</p> <p>4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援</p>
20	⑤相談体制の充実	女性相談事業 (青少年家庭課)	女性相談センターや各児童相談所における女性相談の実施	<p>1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るために研修を実施 ・性暴力被害者支援センターたんぽぽにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施</p> <p>2. 市町村への働きかけ ・県の相談対応機関における支援能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。</p>	・相談者の様々な状況に応じ、必要な専門相談も実施しながら相談に応じた。 ・女性相談センター及び児童相談所の相談担当者の対応力強化に向けて専門研修を実施し、市町村やその他の機関へも参加を呼びかけ、各機関における機能強化に努めた。 ・県の相談対応機関における支援能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。	<p>1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るために研修を実施 ・性暴力被害者支援センターたんぽぽにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施</p> <p>2. 市町村への働きかけ ・市町村の相談担当者の対応力向上のため、県が実施する専門研修等への参加を呼びかける。 ・市町村の相談体制充実に向けて、担当者会議等において情報交換や助言等を行う。</p>
	性犯罪被害者等に対する相談体制の充実 (県警捜査第一課)		<p>1. 相談電話(性犯罪110番に対する相談への対応)</p> <p>2. 性犯罪対策に対する教育</p>	<p>・引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応した。</p> <p>・令和元年5月23日、性犯罪捜査実務等合同研修会(東部)を開催し、性犯罪捜査指定捜査員37名(内21名女性)に対し、教養を実施した。 ・令和元年5月24日、性犯罪捜査実務等合同研修会(西部)を開催し、性犯罪捜査指定捜査員31名(内16名女性)に対し、教養を実施した。 ・令和元年10月29日、刑事任用科生16名(内8名女性)に対し、教養を実施した。</p>	<p>・閉庁日、夜間等、刑事当直員で適切な対応がなされている。</p> <p>・本年9月に各署に対する性犯罪捜査巡回教養を実施予定。 ・性犯罪捜査要領、DNA採取要領等、実践的な教養が必要と考える。</p>	<p>・例年集合教養方式で性犯罪捜査実務研修会を開催していたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集合教養を避け、各署に対する性犯罪捜査巡回教養を実施し、性犯罪捜査指定捜査員や性犯罪捜査に従事する捜査員に限らず、幅広く教養を実施する。</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1 女性						
		3. 女性警察官による事情聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事部の女性警察官に限らず、他部の女性警察官も積極的に対応した。 ・ 女性警察官のみではなく、被害者の意向を確認しながら、男性警察官が対応するなどして組織で取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性警察官の増員により、被害者担当者個々の負担はかなり軽減されてきているものの、限られた女性警察官での対応になりがちである。 ・ 事件性の見極め、擬律判断、被疑者の手配、証拠物件の確保等、迅速的確な対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事部の女性警察官に限らず、他部の女性警察官の体制確保に努める。 ・ 女性警察官のみでなく、被害者の意向を確認しながら、男性警察官が対応するなど組織で取り組む。 	
		4. 性犯罪捜査資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の代替着や箇内容物採取綿棒を各署に配布し、事件発生時に適時使用した。また、使用分については、適時補充した。 ・ 医療機関への性犯罪証拠採取キットの整備推進のため、医療機関へ配布する資料を作成を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各署から代替着等について意見を聴取し、購入時の参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各署において不足した代替着等について不足分を随時補充し、対応に万全を尽くす。 ・ 被害の届出をためらう被害者からの証拠資料採取を目的とした性犯罪証拠採取キットの整備推進 	
関係機関との連携と相談員の対応能力向上 (県警少年女性対策課)	DV事案にかかる関係機関との意見交換会の開催による相互支援体制の確立	各圏域においてDV相談窓口機関による意見交換会を開催し、警察本部、各警察署と女性相談センター、児童相談所のDV相談窓口担当者が、DV事案における女性の人権侵害について情報交換・共有し、相互支援体制の強化を図った。	各種事案を通じて情報共有を図り、相互に連携した体制をとった。 今後も支援体制を強固なものにするため、連携強化を図っていく。	各圏域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開催し、DV事案による女性の人権侵害について情報交換及び情報共有を行い、相互における支援体制の強化を図る。		

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
21	①「子どもの権利条約」などの理解促進 (教育指導課)	「子どもの権利条約」啓発資料による学習の実施	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用及び中・高等学校用について、各学校の実情に応じた適切な時期・学年で人権教育に活用できるよう教育委員会のHPに掲載する。併せて活用上の留意点を周知を図り、一層の活用を図る。	人権週間に合わせて人権学習の一環として冊子を活用した事例があるが、これらの事例について研修会などを通して、効果的な活用方法となるよう周知することが望ましい。また人権学習を人権週間に実施できない場合、各学校の実情に応じた適切な時期及び学年において、人権教育を実施することが効果的である。	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用(第2版)は県内全ての小学校3年生に、中・高等学校用を県内全ての中学生(第2版)に配布し、併せて活用上の留意点を周知を図り、一層の活用を図る。	
	子どもの権利に関する条約などの理解促進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等の特別活動を通じて条約への理解を深め、人権意識の醸成に努める指導を行うように促す。 2. 全教職員が生徒指導や教科活動に活かせるよう、校内研修の充実を促進する。	1. 各教科・領域の目標が達成されるように工夫した教育活動が行われた。 2. 継続して理解を深め、指導の改善を図るために校内研修の工夫が必要である。	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等の特別活動の中で、条約の理念や考えに通じることを扱うことで理解を深め、あわせて人権意識が高揚する指導を行うように促す。 2. 学校訪問や教育センター研修等を通じて、全教職員が生徒指導や教科活動に活かしていく校内研修となるように促す。	
	人権教育研修講座 (教育指導課) (教育センター) (再掲)	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	人権・同和教育主任等研修 ○県内5会場にて実施 ・隠岐会場:6月 4日(火) 隠岐合同庁舎 受講者 22名 ・益田会場:6月18日(火) 益田合同庁舎 受講者 56名 ・浜田会場:6月19日(水) 浜田教育センター 受講者 106名 ・松江会場:6月25日(火) 松江合同庁舎 受講者 110名 ・出雲会場:6月27日(木) 出雲合同庁舎 受講者 108名 ○内容 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事 1.講義 I 「進路保障を進めるために」 2.講義 II 「人権・同和教育主任等の役割について」 3.説明 「県内の人権・同和教育の推進状況について」 4.伝達 「拉致問題について」 5.情報交換 「人権学習・校内体制・校内研修について」	具体的な事例をもとに講義・演習を行い、受講者の進路保障に対する理解を深めることができた。同和問題そのもののへの理解をさらに進める必要がある。	1. 人権教育担当主任等研修(コロナの影響で「自主研修」に変更) ○県内5会場にて実施 ・隠岐会場:6月 3日(水) 隠岐合同庁舎 受講者 22名 ・益田会場:6月16日(火) 益田合同庁舎 受講者 56名 ・浜田会場:6月17日(水) 浜田教育センター 受講者 106名 ・松江会場:6月23日(火) 松江合同庁舎 受講者 110名 ・出雲会場:6月25日(木) 出雲合同庁舎 受講者 108名 ○内容 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事 1.講義 I 「進路保障を進めるために」 2.講義 II 「人権教育担当主任等の役割について」 3.説明 「県内の人権教育の推進状況について」 4.講義 「人権学習の授業づくりについて」 5.情報交換 「人権学習・校内体制・校内研修について」	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2.子ども						
	②いじめ問題への取組	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	県内5ヵ所において、小、中学校を対象に行う。 東西2ヵ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う。	いじめの認知・対応について、事例をもとにグループで協議し、いじめ防止基本方針に沿った適切な対応を確認する機会となつた。 自死予防の取組について学び、学校における自死予防の取組の必要性を啓発した。 今後、各校いじめ防止基本方針の見直しや適切な運用、不登校児童生徒への支援のあり方についてを一層啓発していく必要がある。	県内5ヵ所において、小、中、義務教育学校を対象に行う。 東西2ヵ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う。
	「いじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話窓口及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き続き、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者が相談する内容について問題の解決方法を見つけたりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。令和元年度実績としてSOSタリヤルと合わせて509件の電話相談を受けた。また、文部科学省の調査研究事業に参画する形で実施したSNS相談では、30日間で751件の相談を受けた。	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は令和2年度より県の事業として、公立・私立の中学生・高校生を対象に実施する。	
	実態調査の実施 (教育指導課)	いじめの実態把握の実施	すべての小、中学校において、年3回の問題行動報告書Iの提出により実態を把握する。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告の提出。	県内の小・中・義・高・特別支援学校におけるいじめの状況を把握することができた。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告の提出によりいじめの実態把握を行った。	すべての小、中学校において、年3回の問題行動報告書Iの提出により実態を把握する。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告の提出。	
	スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)	小・中・義・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の非常勤職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和元年度も平成30年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な安定が図れ、いつも相談できるという雰囲気が広まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の会計年度任用職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和2年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。	
22	スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることによって、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
		大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組				
	中項目2 子ども	いじめ対応支援事業 (教育指導課)	いじめ等の生徒指導上の諸課題の早期発見・初期対応及び児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」等を通した未然防止を図るとともに、学校生活への満足度を高めるため、児童・生徒の学校への適応状況を把握するアンケートを実施し、すべての児童生徒が安心で充実した生活を送ることができる学校づくりに活用 いじめ防止を児童生徒が自らの問題として主体的に取り組むという観点から、各学校においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を開催することで、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図る。	アンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の基盤とする。 また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。 各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を開催することにより、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図る。	小学校3年生から中学校3年及び高等学校1、2年と一部の特別支援学校において年2回の「アンケートQU」を実施し、いじめの未然防止・早期発見の一助とすることができた。また、県立学校においては、活用方法についての研修会を年1回実施し、各学校での有効活用につなげることができた。 「しまね子ども絆づくりサミット」を開催し、県内から計10校の小・中・高等学校が参加し、生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を発表し、グループごとに協議しながら「絆づくり」に向けての提言を出することで、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発が図れた。絆づくりサミットへの参加を増やすことにより、児童生徒による主体的な取組の啓発を今後一層していく必要がある。	アンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の基盤とする。 また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。 なお、県立学校においては、学級づくりに改善が見られ、定着してきた様子が見られたため廃止とする。 各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を開催することにより、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図る。 生徒指導に関する指導者養成のための中央研修に教員を派遣することで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応について、また子ども一人ひとりへの正しい理解と適切な支援について県内での取組の推進を図る。
		子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充実	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図る。市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。
		いじめ等対応アドバイザーアセスメント事業 (教育指導課)	県内の市町村立小中学校及び県立学校において発生したいじめ等の生徒指導上の問題が深刻化し、学校や教育委員会だけでは解決が困難な事態に対して、客観的・専門的な立場から助言を行いういじめ等対応アドバイザー(有識者・弁護士・精神科医・臨床心理士・警察官経験者などを派遣し、学校等や子ども、保護者を支援	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援する。また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援する。	具体的な事案に対する助言・支援などによりいじめ事案の改善が図られている。配置の継続と活用の促進が必要である。	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援する。また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援する。
(3)不登校への取組	引きこもり児童等自立支援事業 (青少年家庭課)	集団生活が苦手な児童等に対し、宿泊による集団指導、社会体験の機会を提供するなどにより相談・支援の実施	養育環境の変化や発達障がい児の増加により、社会性や対人関係スキルの支援が必要な児童が増加。集団生活が苦手な児童等に対して、社会性を学ぶ機会や児童間交流の経験を増やす機会が必要である。 児童相談所の支援の一助として、他機関ではフォローできない児童の居所所となりながら、社会性を伸ばす機会となっている。 2泊3日を計3回 参加児童延べ人数 39名	今後も、集団生活が苦手な児童等の状態に即した段階的な支援を行っていく必要がある。児童相談所の支援の一環として、柔軟な対応が求められる。	各児童相談所において、2泊3日で実施予定 計4回(各児童相談所1回ずつ) 参加児童延べ人数(予定) 120名 (1回実人数10名×3日×4児相) ※新型コロナの関係で、令和2年度は各児相とも実施しない。	
	実態調査の実施 (再掲) (教育指導課)	不登校児童生徒の実態把握の実施	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握する。また、年度末調査として文部科学省調査を実施する。	継続して調査を実施し、県内の状況や特徴、効果的な取組等について周知を図る。	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握する。また、年度末調査として文部科学省調査を実施する。	
	教育支援センター等運営事業 (教育指導課)	教育支援センターの運営を運営する市町村にしまね市町村総合交付金を措置	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。	平成30年度通室者数226人、令和元年度は通室者が221人と引き続き多くの児童生徒が利用している。不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための学習機会を確保できる場所として重要な役割を果たしている。	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅱ 欧人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
23	いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員を配置	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には2名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わる。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とする生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担った。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には2名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じができるよう支援に携わる。	
	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)(再掲)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	県内5ヵ所において、小、中学校を対象に行う。 東西2ヵ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う。	いじめの認知について、いじめ防止対策推進法に照らし合わせた正確な認知の共通理解を図ることができた。 グループ協議によって自校のいじめ防止基本方針の点検と見直しをすることができた。 スクールソーシャルワーカーのより良い活用の啓発を図ることができた。	県内5ヵ所において、小、中、義務教育学校を対象に行う。 東西2ヵ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う。	
	「いじめ相談テレフォン」の活用 (教育指導課) (教育センター)(再掲)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き続き、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者が相談する内容について問題の解決方法を見つけたりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。令和元年度実績としてSOSダイヤルと合わせて509件の電話相談を受けた。また、文部科学省の調査研究事業に参画する形で実施したSNS相談では、30日間で751件の相談を受けた。	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は令和2年度より県の事業として、公立・私立の中学生・高校生を対象に実施する。	
	教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江)火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田)月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 奥出雲町(7/23) 大田市(5/21, 11/19) 美郷町(5/21, 11/19) 川本町(5/23, 11/21, 11/22) 邑南町(5/24, 11/21, 11/22) 益田市(6/11, 11/26) 津和野町(6/13, 6/14, 11/28, 11/29) 吉賀町(6/13, 11/28, 11/29) こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)	R元年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数151件、教職員等との相談36回(延べ)、総相談回数2282回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数198件、教職員等との相談91回(延べ)、総相談回数2077回(延べ) ・出張教育相談 島根県教育センター1件 浜田教育センター17件 ・こころ・発達教育相談室内相談 件数106件 総相談回数372回(延べ)	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江)火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田)月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)	
	スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)(再掲)	小・中・義・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和元年度も平成30年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な安定が図れ、いつでも相談できるという雰囲気が広まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の会計年度任用職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和2年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。	
	スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)(再掲)	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることによって、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目2. 子ども					
	連絡調整員配置事業 (教育指導課)	学校等に籍がなく、ひきこもり等の状態にある生徒に対し、社会参加に向けての連絡調整	宍道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けて連絡調整を行う。	中学校卒業生30名、高等学校中退者16名を把握し、述べ449回が学校と、190回が関係機関と、95回が本人・保護者等と連絡調整を行った。 実際にひきこもりになった人と連絡をとることが難しいケースも多く、外部機関につなぐことは難しい面がある。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けて連絡調整を行う。	
	子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課)(再掲)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充実	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。	
24	④乳幼児や児童への虐待防止の取組 (青少年家庭課)	子どもと家庭相談体制整備 児童及び児童のいる家庭が、身近なところで相談できるとともに、適切で充実した支援が受けられる体制の整備	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2事業所への補助を予定していたが、1事業所が相談員不足により辞退したため、1事業所へ補助を実施 2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発の実施、対応職員の専門性向上のための研修参加 3. 市町村相談体制支援事業 ・市町村職員等専門研修会(児童福祉司任用前、任用後、要保護児童対策地域協議会調整担当者における義務研修)として実施 参加者 前期研修会67名 後期研修会34名 合計101名 ・市町村スキルアップ研修会 参加者 合計35名 4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 (島根県民生児童委員協議会に委託して実施) 参加者 東部会場118名・西部会場60名・派遣研修6名 合計184名 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託保健師及び嘱託精神科医を配置。 ・相談体制の医療的機能強化のための協力病院による専門医派遣等	児童が抱える悩みや不安を受け止める重要な場になっている。相談員の確保が課題。 児童相談所職員の専門性向上や、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながっている。 3. 市町村相談体制支援事業 平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉司や要保護児童対策地域協議会(市町村)調整機関の担当者に対する研修が義務化され、児童相談所・市町村職員等専門研修会を実施。義務対象者の受講率を高めるとともに、広く専門性向上としても研修受講を呼びかける。 スキルアップ研修については、令和元年度同様に計画予定 4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 令和元年度同様、島根県民生児童委員協議会に研修を委託して実施 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託保健師及び嘱託精神科医を配置。 ・相談体制の医療的機能強化のための協力病院による専門医派遣等	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施 3. 児童相談対応、専門性向上のための研修 平成28年の児童福祉法改正により、社会福祉主から児童福祉司となる任用前の者、児童福祉司に任用された後の者、市町村の要保護児童対策地域協議会へ配置される専門職(調整担当者)に対する研修が義務化された。法改正により義務化された研修として、児童相談所・市町村職員等専門研修会を実施する。前期、後期に分けて実施する。 また、令和元年度同様、市町村職員等の児童相談対応、専門性向上のためのスキルアップ研修を実施する。 4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 令和元年度同様、島根県民生児童委員協議会に研修を委託して実施 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託保健師及び嘱託精神科医を配置。 ・相談体制の医療的機能強化のための協力病院による専門医派遣等	
25	⑤子どもの貧困対策への取組の推進 (地域福祉課)	子どものセーフティネット推進事業 「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、有識者会議や市町村と県で構成する会議を開催し、実施状況の評価や推進上の課題について協議を行う。	「子どものセーフティネット推進会議」を開催し「島根県子どものセーフティネット推進計画」登載事業の進捗管理を行った。 ○子どものセーフティネット推進委員会開催 1回 「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、県内における子どもの貧困の実態把握を行った。	県内の子どもの貧困の実態を把握し、対応施策を検討していく。	実態調査結果を受け、「島根県子どものセーフティネット推進計画」の改訂を行う。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目2 子ども					
26	⑥健全育成 青少年健全育成事業に向けた取組(青少年家庭課)	青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)や子ども・若者育成支援強調月間等にあわせた啓発活動や有害環境調査の実施及び青少年育成島根県民会議が行う活動への助成	青少年の健全育成に向け適正な社会環境を整備するため、島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、図書類販売店や深夜営業店、携帯電話インターネット接続役務提供事業者などに対して立入調査を実施のうえ、助言指導など適切な措置を行う。(7月、11月の2回実施予定) 条例において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者への説明義務を課しているフィルタリングの加入率の向上をはじめ青少年の適切なインターネット利用を図るための啓発活動を推進する。 適切な立入調査が行われるための職員研修会を、担当者の声を踏まえ、隠岐地区において初めて実施する。(6月)	インターネット環境の目まぐるしい発達により、夜型社会・情報化社会が更に進展し、青少年がインターネット等に起因する非行・犯罪被害に遭うおそれが高まっており、対象施設への立入調査やフィルタリング等の普及啓発を重点的に取り組む必要がある。また、少子化等に伴い、青少年と地域の大人的交流機会が減少する傾向にあり、青少年育成島根県民会議の諸事業を通して、地域の子どもは地域で育てる気運の一層の醸成を図る必要がある。	社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりを進めるため、関係部局、関係機関と連携を図るとともに、青少年育成プランの基本理念に沿って、広く県民の理解を深め、青少年育成を推進するため、市町村や関係団体との連携をさらに強化する。 「県民運動推進事業」:青少年育成県民運動を推進するための意識啓発や地域活動の支援を行なうため、青少年育成島根県民会議の活動支援を通して、市町村関係部局と連携し、青少年健全育成活動を推進していく。 「広報啓発事業」:島根県青少年の健全な育成に関する内容、及びメティア対策等最近の青少年に係る諸問題を周知するため、県民に対して幅広い広報活動を実施する。	
27	⑦相談体制の充実 「いじめ相談テレフォン」の活用(教育指導課)(教育センター)(再掲)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き続き、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者は相談する内容について問題の解決方法を見つけたりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。令和元年度実績としてSOSダイヤルと合わせて509件の電話相談を受けた。また、文部科学省の調査研究事業に参画する形で実施したSNS相談では、30日間で751件の相談を受けた。	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は令和2年度より県の事業として、公立・私立の中学生・高校生を対象に実施する。	
	教育相談事業の実施(教育指導課)(教育センター)(再掲)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江)火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田)月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 奥出雲町(7/23) 大田市(5/21、11/19) 美郷町(5/21、11/19) 川本町(5/23、11/21、11/22) 邑南町(5/24、11/21、11/22) 益田市(6/11、11/26) 津和野町(6/13、6/14、11/28、11/29) 吉賀町(6/13、11/28、11/29) こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)	R元年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数151件、教職員等との相談36回(延べ)、総相談回数2282回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数198件、教職員等との相談91回(延べ)、総相談回数2077回(延べ) ・出張教育相談 島根県教育センター1件 浜田教育センター17件 ・こころ・発達教育相談室に相談 件数106件 総相談回数372回(延べ)	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江)火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田)月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)	
	スクールカウンセラー配置事業(教育指導課)(再掲)	小・中・義・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和元年度も平成30年度に引き続き、県内全ての公立学校に配置する。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができる、精神的な安定が図れ、いつでも相談できるという雰囲気が広まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の会計年度任用職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和2年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。	
27	スクールソーシャルワーカー配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることによって、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人才培养、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。	
	いじめ対策等生徒指導推進事業(教育指導課)(再掲)	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員の配置	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には2名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるように支援に携わる。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮が必要な生徒に対しあり細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担つた。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には2名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じができるよう支援に携わる。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
		大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組				
		中項目2. 子ども				
		少年相談 (県警少年女性対策課)	相談電話(ヤングテレホン)や電子メールによる相談(みこびーヤングメール)への対応	<p>1 少年相談活動の推進 警察本部設置のヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番(受付時間、月～金、8:30～17:15、夜間・土日・祝日・年末年始は当直員が対応)、みこびーヤングメール、各警察署に設置されている少年相談窓口において、少年やその保護者からの相談に応じ、助言・指導等を図った。</p> <p>2 少年相談窓口の周知 各種広報媒体等への掲載や非行防止教室等の機会を効果的に活用して、少年に対して上記窓口や電話番号等の周知を図った。</p>	<p>相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、家庭、学校、職場等と連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。</p> <p>これまでにも各種広報媒体等により少年相談窓口を周知しており、今後も継続して相談窓口の周知徹底を図っていく。</p>	<p>警察本部に設置している相談電話や相談メール、各警察署における少年相談窓口において受理した少年相談に対し、適切な助言・指導等を行う。</p> <p>各種広報媒体等への掲載、非行防止教室等の機会を効果的に活用し、少年相談の窓口や相談電話等の周知を図る。</p>

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目3.高齢者					
28	①福祉教育、ふるさと教育推進に関する支援 (教育指導課) (社会教育課)	児童生徒の福祉の心を育成し、高齢者や障害者への理解を深め、共に生きようとする心情を高めるための指導・助言	1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言 2. 島根県社会福祉協議会との連携・協力	・地域福祉の現状や課題等を知り、福祉への関心を高めるとともに、福祉教育への理解を深めている。 ・豊かな人間性・社会性を育むために、地域住民(高齢者等)との交流活動を実施されている。	1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言 2. 島根県社会福祉協議会との連携・協力	
	生涯現役社会づくり推進事業 (高齢者福祉課)	1. 啓発広報 老人の日・老人週間(9/15～21)を中心として、県民誰もが長寿社会についての理解と認識が深まるよう啓発の促進 2. 長寿者の顕彰老人の日・老人週間事業の一環として、県内の長寿者に対し知事から表彰状等を贈呈	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施 4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付	引き続き、老人の日・老人週間を中心として、長寿社会についての理解と認識が深まるよう広報、表彰等により啓発を促進する。 「生涯現役証」の周知をより一層すすめ、年間600人以上の新規交付を図る。	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施 4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付	
	認知症サポートー養成事業 (高齢者福祉課)	認知症になんでも安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもたらす、認知症の人やその家族を支援する人(サポートー)の育成	認知症サポートー養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数: 5,603名 (R1年度末 養成講座受講者累計 87,125名)	・認知症サポートーは着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。	認知症サポートー養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数: 8,200名	
29	②就労対策の推進	シルバー人材センター事業運営費等補助 (雇用政策課)	シルバー人材センター連合会の人件費・事業費の一部を補助し、事業の普及拡大を促進する。また、中山間地域・離島におけるシルバー派遣事業の推進を図る。	公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会が行うシルバー人材センター事業への支援を引き続き実施した。また、中山間地域・離島における労働者派遣事業の普及・活用促進を支援した。 ・県内のシルバー人材センターの会員数: 4,238人	・県内のシルバー人材センターの会員数は、6年連続増加している。(H26年度3,798人→R1年度4,238人) シルバー人材センターによる労働者派遣事業について、知らない企業が多いため、引き続き周知をしていく。	・(公社)島根県シルバー人材センター連合会が行う、定年退職者等の高齢者の希望に応じた就業機会を確保・提供する事業を支援し、地域高齢者の活躍・活用の推進を図る。 ・中山間・離島地域については、地域での請負事業の依頼がほとんどで、労働者派遣事業の利用が少ないため、市町村の広報等を活用し、労働者派遣事業の周知を図る。
	中高年齢者の就職相談・職業紹介事業 (雇用政策課)	求職中の中高齢者に対する就職相談窓口を設置し、キャリアカウンセリング、セミナー、職業紹介、就職後のフォローを実施し、中高年齢者の就業を促進する。	中高年齢者(概ね45歳以上)を対象とした就職相談窓口(ミドル・シニア仕事センター)の周知を引き続き行い、求職者の希望に応じた就労支援を実施した。 ・求人者数: 646人、求職者数: 278人	・求職者のうち65歳以上の数と割合が増加した。(H30年度:111人(35%) → R1年度: 125人(45%)) ・45～64歳への広報を強化するため、対象年齢に合った広報を実施する。	・キャリアカウンセリング、職業紹介及び就職後のフォローなど、寄り添い型の支援を実施する。 ・新規企業開拓・企業訪問活動を強化し、求職者のニーズや適性に合った求人情報を開拓する。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
		大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組				
		中項目3. 高齢者				
30	(③高齢者の尊厳を支えるケアの推進(地域包括ケアシステムの推進)	介護従事者向け認知症研修事業 (高齢者福祉課)	介護に携わる職員等を対象に、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・基礎研修 4回開催 ・開設者研修 2回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催	・認知症ケアの充実を図るために、引き続き、専門的な知識・技術の習得に向けた研修を行っていく。	1. 認知症介護実践研修(新型コロナウイルス感染症の影響により縮小) ・実践者研修 2回開催 ・実践リーダー研修 開催なし ・基礎研修 4回開催 ・開設者研修 1回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修(新型コロナウイルス感染症の影響により縮小) 1回開催
		認知症センター養成事業 (高齢者福祉課)(再掲)	認知症になんでも安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人(サポートー)の育成	認知症センター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:5,603名	・認知症センターは着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。	認知症センター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:8,200名
		地域包括支援センター運営支援事業 (高齢者福祉課)	各保険者が設置する地域包括支援センターの運営支援を行い、地域支援事業・新予防給付の円滑な導入を図り、もって地域包括ケアの仕組みを確立	地域包括支援センター職員への研修 地域包括支援センター連絡会での情報提供 地域包括支援センターの住民向け周知	引き続き、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図っていく。	地域包括支援センター職員への研修 地域包括支援センター連絡会での情報提供 地域包括支援センターの住民向け周知
31	(④互助の仕組みづくりの推進(社会参加の促進)	高齢者大学校運営事業 (高齢者福祉課)	島根県高齢者大学校の運営、高齢者に継続的かつ計画的な学習の場を提供するため、原則満60歳以上の学生を募集	より魅力的なカリキュラムとなるよう見直しをはかり、令和2年度から新学園としてスタートする予定	カリキュラムの改編等により、引き続き地域社会の担い手としての人材育成を目指した学習の場の提供の充実に努める。	9月～東部校・西部校開講予定 定員:東部校50名、西部校25名 修業期間:2年間
		市町村老人クラブ連合会助成事業外 (高齢者福祉課)	市町村老人クラブ連合会が行う社会参加や健康づくり等の各活動への支援、島根県老人クラブ連合会における活動推進員の活動や健康づくり支援事業への取り組みへの支援	1. 市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 2. 島根県老人クラブ連合会への事業支援	クラブ数・会員数とも減少傾向にある老人クラブの活動の一層の活性化を図るために、引き続き事業支援や県の広報媒体による広報等による支援を実施する。	市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 島根県老人クラブ連合会への事業支援
32	(⑤権利擁護の推進)	日常生活自立支援事業 (地域福祉課)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の実施 ・実施主体 県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等預かりサービス 定期的訪問による状態把握	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努めた	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた。 今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める
		法人後見受任体制の整備 (地域福祉課)	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 県社協(受任は、市町村社協) ・後見業務の内容 身上監護、財産管理等	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行った。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。 今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行ふ。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目3 高齢者	地域見守りネットワークの構築支援 (環境生活総務課)	高齢者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の被害を防止するため、本人や家族等への注意喚起や啓発等に加え、地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(地域見守りネットワーク)」の構築を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域見守りネットワークの設置検討状況調査(5月) ・地域見守りネットワーク担当者会議(11月15日) ・地域見守りネットワーク研修会(開催希望なし) ・地域見守りサポートー養成講座(開催希望なし) ・高齢消費者被害防止対策会議(1月23日) ・ネットワーク設置促進チラシの作成(3,000部) ・独居高齢者向け特殊詐欺被害防止啓発コースターの作成・配布(9月、33,000部) 	<p>市町村の状況を踏まえ、担当者会議や訪問説明等を行った結果、新たに1市で地域見守りネットワークが設置された(合計6市町)。</p> <p>今後も市町村に対し地域見守りネットワークの設置促進を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域見守りネットワークの設置検討状況調査(5月) ・地域見守りネットワーク担当者会議(11月) ・地域見守りネットワーク研修会(開催希望の1カ所) ・地域見守りサポートー養成講座(開催希望の3カ所) ・高齢消費者被害防止対策会議(1月) ・見守りガイドブックの作成 ・高齢者向け啓発グッズの作成・配布

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
33	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組 中項目4 障がいのある人 ①障がいを理由とする差別解消推進事業（障がい福祉課）	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動（あいサポート運動）に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポート研修の実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞、テレビなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化	着実に実施しているが、あいサポート一数を増やすため今後も引き続き実施していく必要がある。	○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポート研修の実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞などによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ・あいサポート冊子の改訂 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化	
34	人権ユニバーサル事業（人権同和対策課）	平成28年度新規事業。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、同大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	人権ユニバーサル事業 ・障がいの人権を考える集い 日時：令和元年8月2日（金） 場所：島根県民会館中ホール（松江市） 内容：講演会	2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。	今年度はハンセン病をテーマに実施（II-7「患者及び感染者等」を参照）	
	②障がいに対する理解の促進	障がいを理由とする差別解消推進事業（障がい福祉課）（再掲）	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動（あいサポート運動）に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポート研修の実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞、テレビなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化	着実に実施しているが、あいサポート一数を増やすため今後も引き続き実施していく必要がある。	○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポート研修の実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞などによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ・あいサポート冊子の改訂 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化
	県地域生活支援事業（障がい福祉課）	ノーマライゼーション理念の実現に向けて、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを設置（社会福祉法人へ委託）し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	
	人権ユニバーサル事業（人権同和対策課）（再掲）	平成28年度新規事業。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、同大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	人権ユニバーサル事業 ・障がいの人権を考える集い 日時：令和元年8月2日（金） 場所：島根県民会館中ホール（松江市） 内容：講演会	2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。	今年度はハンセン病をテーマに実施（II-7「患者及び感染者等」を参照）	

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
35	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目4 聴がいのある人					
	③特別支援教育の推進	特別支援教育就学奨励事業 (特別支援教育課)	特別支援学校に通学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給	特別支援学校へ就学する児童等の保護者等に支給する	支給対象者について、適切に支給することができた。	引き続き特別支援学校の児童生徒等に支給する
	④聴がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進	人権教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)(再掲)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修の実施	新任教職員研修 247名(特別支援教育) 東部9月27日、西部9月26日 ※特別支援学校教諭はこのほか5月9日 教職6年目研修 (特別支援教育) 東部8月6日、西部8月5日 中堅教諭等資質向上研修 (特別支援教育) 東部8月9日、西部8月8日	<ul style="list-style-type: none"> 新任教職員研修、教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修の受講者を対象に、経験年数に応じて特別支援教育の推進について講義や協議を行い理解を図るとともに、特別支援教育の視点を教育活動の基底に据えて実践しようとする意欲を高めることができた。 	3. 新任教職員研修 279名(特別支援教育) I 特別支援学校教諭 5月14日、10月1日 幼稚園教諭 5月15日 学校事務職員 1月27日 4. 教職経験6年目研修 204名(特別支援教育) 東部8月7日、西部8月6日 5. 中堅教諭等資質向上研修 148名(特別支援教育) 東部8月4日、西部8月3日
				新任教師等研修 松江4月26日(74名)、出雲5月14日(47名)、浜田4月19日(22名)、 益田4月18日(17名)、隠岐4月26日(21名)※遠隔研修 (特別支援教育について)	<ul style="list-style-type: none"> 初めて県内の公立学校で講師として勤務する者を対象に、特別支援教育の推進について講義を行い、特別支援教育の基本的な事項について理解を図ることができた。 	6. 新任教師等研修 ※いずれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載 松江9月17日(64名)、出雲9月24日(36名)、 浜田・益田9月15日(53名)、 隠岐9月17日(21名)※遠隔研修 (人権教育について)
36				管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月24日(84名) (特別支援教育)	<ul style="list-style-type: none"> 新任の副校長、教頭を対象に特別支援教育の推進について講義、演習、協議を行い、管理職としての資質能力を高めることができた。 	7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月29日(80名) 「特別支援教育」(特別支援教育課) ※なお令和2年度は、小・中・義務教育学校の教頭を対象とした悉皆研修「小・中学校教頭学校運営実践研修」(292名)を実施し、「これから特別支援教育のあり方」と題する講義・演習を行う予定。
				管理職研修(新任校長) 5月17日(67名) (特別支援教育)	<ul style="list-style-type: none"> 新任の校長を対象に特別支援教育の推進について講義、演習、協議を行い、学校経営責任者としての資質能力を高めることができた。 	8. 管理職研修(新任校長) 5月22日(51名) 「特別支援教育」(特別支援教育課) ※なお令和2年度は、小・中・義務教育学校の校長を対象とした悉皆研修「小・中学校長学校経営実践研修」(290名)を実施し、「これから特別支援教育のあり方」と題する講義・演習を行う予定。
				ミドルリーダー育成研修 8月1日(35名) (特別支援教育)	<ul style="list-style-type: none"> 京都府総合教育センター人材育成支援室アドバイザー 後野文雄氏による講話「特別支援教育の視点からの学校経営」を行い、ミドルリーダーとして学校運営の中、中心的役割を担うための力量を高めることができた。 	ミドルリーダー育成研修 10月16日(40名) 「特別支援教育の視点からの学校経営」(鳥取大学附属特別支援学校 長 三木裕和氏)
	特別支援教育研修講座 (教育指導課) (教育センター) (新規)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修講座の実施	生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 •生徒理解と支援講座(100名) 10月24日 •特別支援教育専門講座(90名) 10月11日 •特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座(30名) 6月6日 •特別支援学級担任3年目研修(35名) 東部7月26日 西部7月25日 •小・中学校特別支援学級、通級指導教室新任担当教員研修(135名) I 東部4月25日 西部4月24日 II 東部11月29日 西部11月27日 •特別支援学級担任スキルアップ研修(27名) I 6月26日 II 学校会場 全3回 11月 III 東部1月24日 西部1月22日 •新任特別支援教育コーディネーター研修(109名) 東部5月23日 西部5月22日 隠岐5月24日	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の推進に向けた研修の実施することで、聴がいのある児童生徒への支援の在り方にについて理解を深めるとともに、実践のためのスキルを高めることができた。 新規の能力開発研修(特別支援教育専門講座)は、全ての校種から100名近くの希望があり、自閉スペクトラム症の理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 生徒理解と支援講座 10月7日 特別支援教育専門講座 10月30日 特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座 11月20日 特別支援学級担任3年目研修 東部7月10日 西部7月8日 小・中学校特別支援学級、通級指導教室新任担当教員研修 第1回 東部4月23日 西部4月24日 第2回 東部11月27日 西部11月25日 特別支援学級担任スキルアップ研修 第1回 東部6月26日 西部6月24日 第2回 学校会場 全4回 9~12月 第3回 東部1月22日 西部1月20日 新任特別支援教育コーディネーター研修 東部5月27日 西部5月29日 隠岐5月29日 	

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
37	(5)地域生活の充実	障がい者スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)	島根県障がい者スポーツ大会の開催。全国大会、中四国ブロック予選会への選手派遣及び選手強化	<p>・第19回全国障害者スポーツ大会 10/12~14(茨城県) ⇒台風19号の影響により大会中止</p> <p>・第19回全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会 4/27~28(高知県) バスケットボール ⇒男子優勝、女子準優勝</p> <p>5/18~19(香川県) バレーボール ⇒第3位</p> <p>5/25~26(徳島県) ソフトボール ⇒1回戦敗退</p> <p>6/8~9(広島県) サッカー ⇒第3位</p> <p>・第20回島根県障がい者スポーツ大会 5/10 ポウリング・水泳(松江市) ⇒選手157名、役員31名</p> <p>5/19 陸上(益田市) ⇒選手79名、役員155名</p> <p>6/1 フライングディスク(松江市) ⇒選手102名、役員53名</p> <p>6/9 卓球・アーチェリー(浜田市・出雲市) ⇒選手110名、役員60名</p> <p>9/14 グラウンドゴルフ・ソフトボール(益田市) ⇒選手123名、役員45名</p> <p>10/27 ソフトバレーボール・バドミントン(江津市) ⇒ソフトバレーボールは参加チーム不足により中止。選手68名、役員39名</p> <p>11/4 ポッチャ(出雲市) ⇒選手102名、役員39名</p>	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<p>・第20回全国障害者スポーツ大会 10/24~26(鹿児島県)</p> <p>・第20回全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会 5/5~6(島根県) サッカー(知的) 5/23~24(岡山県) バスケットボール(男・女)(知的) 6/13~14(広島県) ソフトボール(知的)</p> <p>・第21回島根県障がい者スポーツ大会 4/29 ポウリング・水泳(松江市) 5/10 陸上(松江市)</p> <p>5/23 卓球・アーチェリー(出雲市) 6/7 フライングディスク(浜田市)</p> <p>7/11 ポッチャ(松江市)</p> <p>9/19 ソフトバレーボール(江津市) 10/3 グラウンドゴルフ・ソフトボール(出雲市) 11/14 バドミントン(浜田市)</p>
		県地域生活支援事業 (障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<p>・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。</p> <p>・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを設置(社会福祉法人へ委託)し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。</p>
		市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施
38	(6)就労支援の取組	障がい者の雇用促進・安定事業 (雇用政策課)	障害者雇用支援月間(9月)にあわせた広報啓発の実施及び、障がい者の一般就労を促進するため、障がい者雇用促進啓発の実施	<p>障がい者雇用促進フォーラム(松江、大田)の開催 参加者数 10月8日 大田会場 58名 10月15日 松江会場 62名 障がい者雇用を支援する関係機関や企業向けの支援制度などを紹介するパンフレットを5000部作成 「障害者雇用支援月間」における広報</p>	障がい者雇用促進フォーラムを県内2会場で開催し、120名の参加があった。 新たに雇用義務の対象となった企業が啓発活動等に参加できるよう周知方法を工夫する。	障がい者雇用促進フォーラム(出雲・益田)の開催 障がい者雇用促進に係る広報資料作成 「障害者雇用支援月間」における広報
			障がい者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力の開発による就職の促進	<p>高等技術校での施設内訓練や企業等への委託により職業訓練を実施 計画83名。 <高等技術校施設内訓練> ・介護サービス科 6名 ・総合実務科 9名 <民間への委託による訓練> ・パソコン等 52名</p>	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	高等技術校での施設内訓練や企業等への委託により職業訓練を実施 計画92名。 <高等技術校施設内訓練> ・介護サービス科 6名 ・総合実務科 10名 <民間への委託による訓練> ・パソコン等 76名
39	(7)ひとにやさしいまちづくりの推進	障がいを理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課)(再掲)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	<p>○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポート研修の実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞、テレビなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化</p>	着実に実施しているが、あいサポートナー数を増やすため今後も引き続き実施していく必要がある。	<p>○あいサポート運動 ・あいサポート研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポート研修の実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞などによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ・あいサポート冊子の改訂 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化</p>
		県地域生活支援事業 (障がい福祉課)(再掲)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<p>・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。</p> <p>・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを設置(社会福祉法人へ委託)し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。</p>

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目4 障がいのある人					
		市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)(再掲)	市町村が実施する事業に対し、助成常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施
40	⑧権利擁護のための施策の充実	障がい者虐待防止対策支援事業(障がい福祉課)	障がい者虐待の未然防止や早期発見、被虐待者等への適切な支援のため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う。	虐待時の対応のための体制整備、障がい者虐待防止・権利擁護研修事業及び障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業を島根県社会福祉士会へ委託して実施	障害福祉サービス施設・事業所等の管理者、従事者、市町村職員等を対象とした研修及び弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを各圏域に派遣する事業を実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	虐待時の対応のための体制整備、障がい者虐待防止・権利擁護研修事業及び障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業を島根県社会福祉士会へ委託して実施
		県地域生活支援事業 (障がい福祉課)(再掲)	ノーマライゼーション理念の実現に向けて、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを設置(社会福祉法人へ委託)し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。
		市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)(再掲)	市町村が実施する事業に対し、助成常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施
		日常生活自立支援事業 (地域福祉課)(再掲)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等 ・実施主体 県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等預かりサービス 定期的訪問による状態把握	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努めた	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた。 今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める
		法人後見受任体制の整備 (地域福祉課)(再掲)	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 県社協(受任は、市町村社協) ・後見業務の内容 身上監護、財産管理等	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行った。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。 今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行う。

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5 同和問題						
①教育・啓発の推進	人権教育地域活性化事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権課題の解決方策について、地域ぐるみで協議	第1回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(6~7月) リーダー研修(講演・演習) ・講演・演習『差別をなくすから手をつなぐへ』 ・講師 岡本工介さん ・浜田会場(8月8日)、松江会場(8月9日) 第2回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(1~2月)	平成30年度より「人権教育地域活性化事業」としてスタートした。2回の担当者会、各市町村の課題を明確にしたり、いろいろな人を巻き込んで人権教育を推進したりするきっかけづくりに役立った。しかし、具体的な実践に移った例は少なく、実践につながるような研修の持ち方を検討していく必要がある。	第1回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(9月) 研修会(講演・演習) ・講演 「であいつながら差別解消を目指す北芝のまちづくり ~だれもが安心してみつづけられるまちへ~」 ・講師 丸岡朋樹さん ・益田会場(10月19日)、出雲・隠岐会場(10月20日) 第2回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(1~2月)	
	人権を考える県民のつどい (人権同和教育課)	県民全体を対象として実施する人権教育及び啓発のため、人権教育啓発活動展及び講演	・期日: 11月17日(日) ・会場: 島根県民会館(松江市) ・講演演題: 「一緒に生きていきましょう」、講師: 家田莊子さん ・「まね人権フェスティバル2019」と同時開催 ・講演は「松江市人権を考える市民の集い」「島根県同和教育推進協議会連合会第122回研究集会」と共催	「しまね人権フェスティバル」と同時に開催したことにより、多様な催し物への参加が可能になり研修・啓発が深まった。 市町村推進協議会からの参加者が減少傾向にあるので、趣旨説明の徹底も含め参加を促す働きかけを改めて行う必要がある。	・期日: 11月15日(日) ・会場: ふれあいジムかなぎ(浜田市) ・講師: 湯浅誠さん ・「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」「島根県同和教育推進協議会連合会究集会」と共催	
	人権教育研究促進事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権教育の促進を図るために、市町村同和教育推進協議会の連合体組織である島根県同和教育推進協議会に委託	令和元年度は5ブロックで開催予定(内容は講演と分散会) ・松江ブロック…安来市(7月24日) ・出雲ブロック…飯南町(11月6日) ・浜田ブロック…浜田市(10月31日) ・益田ブロック…津和野町(8月16日) ・隠岐ブロック…海士町(未定)	ブロック別の実態・課題を踏まえた上で講師を選定したり、研修方法を工夫したりすることにより、各地域の多くの人権・同和教育推進者の学びを深めることができた。 委託事業として、今後も引き続き、島根県同和教育推進協議会連合会との連携を密にし、趣旨に沿った内容の実施と参加を促していく必要がある。	ブロックごとに研修会を実施予定 新型コロナウイルス感染症予防のため、例年と違う形で実施するブロックもある。	
	人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に係る指導資料の作成などを通じて、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	・保護者啓発リーフレット「知っていますか? 子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を県内の小学校6年生の保護者全員に渡るよう、人権・同和教育主任等研修において配布予定。	保護者啓発リーフレット「知っていますか? 子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を活用して保護者研修を実施した小学校は全体の33%であった。	人権・同和教育主任等研修において配布予定であったが新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となり今年度は配布していない。	
	差別意識の解消に向けた教育の推進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め、共通理解に基づいて、ホームルーム活動や教科指導を中心として、同和問題や人権に関する学習を深めるように促す。また機会を捉えて適切な指導を行なうように呼びかける。 2. 教育センターによる学校訪問においては、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まるよう助言する。	校内研修を実施し、着実に成果を上げつつあるが、今後も同和問題や人権に関する理解を深め、適切な指導が継続して行なうことができる必要がある。	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高める。また、教科指導やホームルーム活動を中心として人権教育を進めるとともに、機会を捉えて適切な指導を行なうように促していく。 2. 教育センターによる学校訪問においては、教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をする。	
	社会人権・同和教育指導者養成事業 (人権同和対策課)(再掲)	各地域及び各種団体の指導者養成	1. 社会人権・同和教育啓発基礎講座 5/21 5/24 6/3 6/7 6/14 6/18 開催回数3回×2会場(江津市・雲南市) 2. 社会人権・同和教育啓発専門講座 7/3 7/11 7/25 8/6 開催回数4回(出雲市) 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 8/19 8/20 9/19 9/20 開催回数4回(隠岐の島町・西ノ島町(サテライト)) 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 9/27 10/24 11/6 12/3 開催回数4回(浜田市)	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えている。県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まっている。隠岐講座は、島前と島後をテレビ会議システムで結んで実施することで、研修の機会を増やすよう工夫した。 3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となった。	1. 社会人権・同和教育啓発基礎講座 11/4 11/19 11/30 松江市 11/6 11/17 12/2 浜田市 2会場で3回シリーズで実施する。 2. 社会人権・同和教育啓発専門講座 専門講座 6/29 7/6 7/22 8/5 大田市で実施する。 隠岐講座 9/2 9/3 西の島町・隠岐の島町(サテライト)で実施する。 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 新型コロナウイルス感染症予防のため今年度は中止	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目5 同和問題					
				<p>4. 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 1/31 開催回数1回 (大田市)</p> <p>5. 公民館等人権・同和教育関係者研修 10/7 10/30 11/12 11/28 12/11 県内5会場 (松江市 出雲市 浜田市 大田市 益田市)</p> <p>6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8/25 参加団体数8団体 (大田市)</p> <p>7. 同和問題青年団体研修 12/7 講演会 日野清人さん (松江市)</p>	<p>4. 中核指導者養成講座修了者の推進者としての実践について情報交換をしたり、学び直しをしたりする機会となっている。参加者が固定化する傾向にある。</p> <p>5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が厳しい市町もあり、市町とより連携した取組が必要である。</p> <p>6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。男性の参加を認めて良いという意見も出てきており、実施方法について見直しの必要性が出てきている。</p> <p>7. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。</p>	
42	②就労問題への取組	学卒者等の職業訓練事業(雇用政策課)	若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にすることにより雇用の安定を図る。	県立高等技術校において公共職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 定員135名 西部高等技術校 2コース 定員 20名	今後も若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にすることにより雇用の安定を図る。 就職者数 H27年度卒業者:71人 H28年度卒業者:69人 H29年度卒業者:50人 H30年度卒業者:67人 R1年度卒業者:61人	県立高等技術校において公共職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 定員140名 西部高等技術校 2コース 定員 20名
43	③就学援助への取組	離転職者等の職業訓練事業(雇用政策課)	新たな職業に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練を実施し、離転職者等の円滑な再就職を支援する。	県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 40コース 523名 西部高等技術校 16コース 210名	離職者訓練の実施により多くの方の就職に繋がった。 引き続き離職者の就職促進に繋がる離職者訓練を実施していく。 就職者数 H29卒業者:318人 H30卒業者:308人	県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 40コース 580名 西部高等技術校 16コース 211名
		人権教育推進連絡会議(人権同和教育課)	同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組を進めるために、協議や情報交換の実施	昨年度までの「進路保障に係る推進会議」から名称を変更し、「進路保障」を柱とする人権教育の推進に向けて、共通理解を深めるため、人権同和教育課と教育事務所担当者及び人権・同和教育専任教員との協議・情報交換の場とする。 ・第1回(4月) ・第2回(2月) 市町村教育委員会の人権・同和教育担当者等が対象 ・あすてらす会場(4月26日) ・隠岐合庁会場(6月4日)	進路保障についての理解を深めるとともに、連携を図るために具体的な情報交換をすることができた。 また、市町村教委の担当者を対象とし実施している島根県進路保障推進協議会では、人権教育指導資料第2集「しまねがめざす人権教育」で示した人権教育の在り方にについての講義、実践発表および協議を通して、市町村教育委員会との連携を深めることができた。	「進路保障」を柱とする人権教育の推進に向けて、共通理解を深めるため、人権同和教育課と教育事務所担当者及び人権・同和教育専任教員との協議・情報交換の場とする。 ・第1回(4月6日) ・第2回(2月) 市町村教育委員会の人権・同和教育担当者等が対象 ・あすてらす会場(4月24日) ・隠岐合庁会場(6月2日) ※コロナウイルス感染症により両会場とも中止。
		島根県進路保障推進協議会(人権同和教育課)		人権同和教育課及び教育事務所担当者が県内19市町村のすべてを訪問し、人権・同和教育担当者との連絡会議を開催し意見交換を行う。(8月～10月の予定)	進路保障に係る推進会議については、会議の目的を明確化し、出席者を整理したうえで再構成する必要がある。	人権同和教育課及び教育事務所担当者、人権・同和教育専任教員が県内19市町村のすべてを訪問し、人権・同和教育担当者との連絡会議を開催し意見交換を行う。(9月～12月の予定)
		進路保障に係る市町村訪問(人権同和教育課)		学校ごとに、児童生徒の進路保障に資する、学習支援、体験・交流活動を実施する。	学習支援や体験活動、交流活動を行い、様々な支援を必要とする児童生徒及び保護者と教職員及び地域の支援者が信頼関係を深め、実態把握を通して個々の児童生徒の学習指導、生徒指導、進路指導の取組がなされた。今後もはさらなる事業の充実のため、事業の再構築を図り、取組の工夫につながる支援を行っていく必要がある。	今年度は計画から実施までの流れや、経費執行の流れを変更し実施している。児童生徒の実態に即した計画を、学校(単独・複数校)ごとに立案し、市町村教育委員会や教育事務所を通じて本課に提出。本課で計画書を審査し承認した計画に沿って、学校が事業を実施する。経費は、本課と直接やりとりをして執行する形とした。 ・今年度は11の事業を実施。
		進路保障推進事業(体験活動・交流活動)(人権同和教育課)	様々な支援を必要とする児童生徒に対する進路保障のための学習支援、体験活動や交流活動の実施			

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
44	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組 中項目5 同和問題	④生活環境への取組 地方改善施設整備費補助金(厚生労働省)(人権同和対策課)	生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るために、市町村が設置する共同施設の整備に要する費用の一部を補助し、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上を図る。	令和元年度は申請がなかった。今後も必要に応じて事業を実施する。	今後もニーズの高い地域において事業の実施を図る。	令和2年度は申請がなかった。今後も必要に応じて事業を実施する。
45	⑤産業振興への取組 起業家スクール開催事業(中小企業課)	起業のために必要な基礎知識などを学ぶスクール(連続講座)を開催する。	「しまね起業家スクール実行委員会」(構成団体:島根県商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。 1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団 2. 開催日時 松江会場:5月18日(土)~10月5日(土)(全12回) 浜田会場:5月15日(水)~10月2日(水)(全12回) 3. 会場 テクノアーツしまね、石央文化ホール 4. 講師 株式会社三十八花堂 保田厚子氏など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングを考える」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 マインドアップ編2千円、プラスアップ編8千円、両方受講8千円 (学生は受講料半額)	令和元年度、第20期起業家スクールは29名(松江会場22名、浜田会場7名)が受講し、14名(松江会場11名、浜田会場3名)が修了。事業計画作成、プレゼンテーション等、起業・創業に向けてのスキルの習得とともに、ネットワークを構築できる場を受講生に提供した。 今後とも、対象者のニーズ把握を行い、内容の充実に努めたい。	「しまね起業家スクール実行委員会」(構成団体:島根県商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。 令和2年度は、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。 1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団 2. 開催日時 7月11日(土)~12月12日(土)(全12回) 2. 会場 テクノアーツしまね ※オンライン受講可 4. 講師 株式会社三十八花堂 保田厚子氏など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングを考える」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 マインドアップ編2千円、プラスアップ編8千円、両方受講8千円(学生は受講料半額)	「しまね起業家スクール実行委員会」(構成団体:島根県商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。 令和2年度は、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。 1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団 2. 開催日時 7月11日(土)~12月12日(土)(全12回) 2. 会場 テクノアーツしまね ※オンライン受講可 4. 講師 株式会社三十八花堂 保田厚子氏など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングを考える」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 マインドアップ編2千円、プラスアップ編8千円、両方受講8千円(学生は受講料半額)
	中小企業等経営革新支援(中小企業課)	経営革新計画の策定にあたっての相談、計画の承認、承認後に各種の支援策の紹介を通じて経営革新の支援の実施 中小企業者等が、商工会議所、商工会等の助言・支援を受けて、当該企業独自の経営革新計画を策定し、県がその計画を承認 承認後、当該企業は低利融資等の支援策を受けながら、上記計画を実行 承認から1~2年以内に、県は、当該企業の状況調査を行い、計画の実効性が高まるよう助言等を実施 また適宜、他の支援機関と連携しながら、企業の相談に応じ、企業の経営力の向上に資するよう助言・支援	・対象者 経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時	令和元年度の承認件数は前年度の77件から減少し40件であったが、年間の目標件数である50件に近いものとなっている。 今後も継続して新たな案件の掘り起こしを行っていく必要がある。	・対象者 経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時	
	事業継続力強化アドバイザー派遣事業(中小企業課)(土木総務課)	経営力の強化や事業承継などについて、経営に関する専門的なアドバイスを必要としている中小企業者にアドバイザーを無料で派遣	1. 實施機関 商工会議所、商工会連合会 2. 派遣実績 派遣先企業数276件(延べ派遣数986回) うち建設業対策分28件(延べ派遣数83回)	各企業の課題に応じた専門家の派遣により、効果的かつ計画的な経営改善への取り組みを支援することができた。 建設業の異分野進出や経営改善等に貢献した。 近年、事業者が抱える課題も多様化しており、事業の成長発展への支援のみならず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等に取組む事業の持続的発展への支援を図っていく。	実施機関 商工会議所、商工会連合会 異分野進出や経営改善及び事業承継に係る取組について支援を行う。	
	担い手育成緊急地域対策事業(農畜産課)	経営の繊細な農家が多く占める地域(担い手育成緊急地域)の活性化を図るために、経営構造コンダクターを配置する(委嘱)とともに、新規作物や新技術の導入等、農業経営の改善に向けた取り組みの実施	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 75日／年 経費負担 コンダクターの人事費及び活動経費を負担 2. 実証圃の設置 3ヵ所	経営改善を目指した早期出荷体系の実証や品質向上対策等の指導を行った。しかし、安定経営に向けた販売目標を達成のために計画する生産量を確保できない。今後、早期出荷と通常出荷の組合せ等により、生産量を安定的に確保する。	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 108日／年 経費負担 コンダクターの人事費及び活動経費を負担 2. 実証圃の設置 3ヵ所	

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画	
			大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組				
			中項目5 同和問題				
			新農林水産振興がんばる地域応援総合事業 (産地支援課)	「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」における戦略的行動計画(=戦略プラン)に基づき、地域が主体となって行う多彩な取り組みの支援 1. 事業対象 ①農林水産戦略プラン推進対策 ②農業・農村戦略プラン推進対策 ③森林・林業戦略プラン推進対策 ④水産戦略プラン推進対策 2. 実施主体 農林漁業者の組織する団体、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、NPO法人、その他知事が認める団体他 3. 補助率 ソフト 1/2以内・定額 ハード 1/3以内・定額	平成28年3月に策定された「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の第3期戦略プラン(期間:28~31年度)に基づく、新規プロジェクトの推進に寄与する各地の取り組みを補助事業により支援を行う。 1. 元年度決算額 107,813千円 2. 事業実施主体数 69主体(延べ数)	各地域が第3期戦略プランに基づき実施する様々な活動を網羅した支援を行った。活性化計画達成に向けた具体的な取組みである県及び地域プロジェクトの推進に大きく寄与した。	令和元年度をもって事業廃止
46	⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	同和対策推進事業 (人権同和対策課)	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助	1. 隣保館への運営費補助 対象:6市町 7隣保館 2. 隣保館以外での隣保事業への補助 対象:10市町(隣保館を設置する4市町を含む)	運営費補助により、市町村が隣保館等で行う隣保事業の円滑な運営や事業の充実等に大きく寄与した。	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助	
47	⑦「えせ同和行為」の排除	えせ同和行為対策事業 (県警組織犯罪対策課)	えせ同和行為対策関係機関との連携強化、及びえせ同和行為の排除に関する広報・相談活動の実施	1. 公益財団法人島根県暴力追放県民センターと関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 ・(公財)島根県暴力追放県民センターと随時情報交換を実施した。 2. 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り ・えせ同和関係の相談及び事件認知なし 3. 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化 ・不当要求防止に関する講習会等 41回実施、932人が受講	関係機関との情報交換を実施し、特に行政機関を対象とする各種講習会等において、アンケート調査結果及びえせ同和行為被害の類型を説明し、不当要求行為等への対応要領の指導を行うことで、えせ同和行為への対策を行った。 今後も引き続いて、関係機関と緊密に連携して有益な情報交換を行い、講習会等の開催を推進して、えせ同和行為の認知度を高め、対応要領を向上させることで被害防止に努める。	1 公益財団法人島根県暴力追放県民センターと関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 2 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り 3 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化	
	えせ同和行為の排除 (人権同和対策課)	えせ同和行為排除についての協力依頼	1. 庁内各課・地方機関への協力依頼 2. 市町村等への情報提供 リーフレット等の配布により実施 3. えせ同和行為対策関係機関連絡会への参加	本課へのえせ同和行為報告件数はH28年度は5件、H29、30年度は0件、R元年度は1件。県・市町村においては、えせ同和行為に対し適切に対処しているところではあるが、今後も引き続き啓発を継続していく。	府内各課・地方機関への協力依頼を行うとともに、市町村へリーフレット等の配付により情報提供を行う。 えせ同和行為対策関係機関連絡会へ参加し情報共有に努める。		

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画	
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
	中項目6. 外国人						
48	①外国人住民の人権を尊重する啓発の推進	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課)(再掲)	平成28年度新規事業。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、同大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時:令和元年11月17日(日) 場所:島根県民会館中ホール(松江市) 内容:ワークショップ、啓発展示	来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立ったと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもう機会を提供していく。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施せず	
	差別解消に向けた教育・啓発の推進 (教育指導課)	研修及び平素の教育活動のなかで実施		1. 校内研修や教職員に対する研修を実施し、外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共に生きることのできる社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の両面での指導力の向上を図ることを目指す。 2. ホームルーム活動や教科等の指導の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援。 3. 海外からの留学生を迎える学校や、海外への修学旅行・研修旅行を実施する学校においては、留学生との交流や訪問国の言語や文化を知り現地の高校生等と交流することなどを通じて、国際理解教育を一層進めるよう促す。	1. 研修を実施し、成果を上げつつあるが、共生社会の実現を目指し、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。 2. 研修等をとおして教員の理解と指導力向上を図ったが、今後も継続する必要がある。	1. 各種研修等を通して、外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の両面での指導力の向上をより図っていくことを目指す。 2. 教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援していく。	
	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供	
49	②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. しまね人権フェスティバル等イベントへの出展、広報 2. 日本人住民向け多文化共生セミナーの実施 ・開催実績:11回(参加者:250人) 2. 日本語教室の運営支援 外 (1)日本語教室の運営支援(日本語教室MAPの作成) (2)日本語教室不在地域における日本語学習環境の整備 (訪問型日本語教室の開催) ・ボランティア養成講座参加者:58人 ・訪問型日本語教室学習者:83人 (3)やさしい日本語普及事業 ・開催実績:21回(参加者:2,223人) 3. 災害時外国人サポーター養成講座の実施 ・東部会場 12月8日(受講者10人) ・西部会場 11月10日(受講者20人) 4. 多言語による防災ハンドブックの改訂	イベントの出展や相談等の各事業を通じて、関係機関や参加者に対し、外国人住民への差別・偏見解消のための理解推進を図った。今後とも、あらゆる機会を通じて理解啓発活動を充実させる必要がある。	1. しまね人権フェスティバル等イベントへの出展、広報 2. 日本人住民向け多文化共生セミナー、外国人住民向け多文化共生イベントの実施 当該年度の日本語教室開設状況をとりまとめ、情報提供に努めた。また、地域訪問型日本語教室や、やさしい日本語の普及事業を実施した。今後もこのような取組を充実させていく必要がある。	2. 日本語教室の運営支援 外 (1)日本語教室の運営支援(日本語教室MAPの作成) (2)日本語教室不在地域における日本語学習環境の整備 (訪問型日本語教室の開催) (3)やさしい日本語普及事業 3. 災害時外国人サポーター養成講座の実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
		大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組				
		中項目6 外国人				
50		帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業定住(外国人の子供の就学促進事業)(教育指導課)(新規)	日本語指導を必要とする生徒に係る中学卒業後の進路について、周知のうえ、実態及びニーズを把握し、課題に対応した方策立案に資する。		・日本語指導を必要とする生徒及び過年齢の進路未定者及びその保護者に対する、中学卒業後の多様な進路及び高等学校制度等のパンフレットの作成・配布 ・中学に在籍している生徒及びその保護者に対し、中学卒業後の進路に係るニーズ調査を実施 ・過年齢期の進路未定者及びその保護者を対象に、進路に係る実態・ニーズ調査を実施	
	③外国人住民のための労働環境の整備	外国人労働者に関する情報連絡会議(雇用政策課)	外国人労働者の適正就業のため関係団体等と情報共有をおこなう。	昨年から継続して「外国人材雇用情報提供窓口」を設け、県内中小企業からの相談に応じた。また、特定技能・技能実習に関する制度説明会、高度外国人材に関するセミナー、専門員が企業・組合等に出向く「出前講座」を実施した。また、「外国人雇用の基礎知識パンフレット」の作成・配布により県内企業に向けた周知を図った。 ・外国人材雇用情報提供窓口が、電話・来訪で相談対応した件数:137件 ・業界団体等の要望に応じて出前講座を実施した件数:14回	外国人労働者の適正な雇用について、ウェブ、パンフレット、制度説明会等を通じて広く県民に広報し意識啓発に努めた。引き続き、意識啓発を行うとともに、外国人雇用情報相談窓口を活用していただけるよう周知していく必要がある。	外国人材雇用に関して、法制度の改正、新たな在留資格の創設により雇用管理が複雑化している上、外国人材雇用に関する相談先が分かりづらいため、引き続き外国人材雇用情報提供窓口の周知活動を実施し、外国人材の雇用が適正に行われるよう広報に努める。
51	④外国人住民のための相談体制の充実	しまね多文化共生推進事業(文化国際課)(再掲)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. 外国人地域サポーターの配置 (サポーターの委嘱対象を外国人にも拡大) ・サポーター数:13個人・団体(県内8市、うち外国人サポーター4名) ・活動実績:395件 ・活動内容:外国人住民への情報提供、外国人住民の現状・ニーズ把握、相談窓口の紹介、同行支援等 2. 多言語による相談体制の充実 ・しまね国際センターにワンストップ型相談窓口を設置(6月～) ・ボルトガル語・ベトナム語に対応する相談員を各1名配置 (ボルトガル語対応は不定期から定期に改善) ・三者通話システム・12カ国語対応の機能の追加 ・相談対応件数:916件	複雑・深刻な内容の相談が増えており、それぞれ外国人地域サポーターと市町村・関係機関との連携により支援を行った。今後も地域と密着した支援が必要である。	1. 外国人地域サポーターの配置 2. 多言語による相談体制の充実 ・ボルトガル語に対応する相談員を1→2名に増員 ・外国人相談対応における専門家(弁護士・精神科医等)との連携体制づくり ・医療通訳を養成・確保

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
52	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組 中項目7 患者及び感染者等 ①ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進	ハンセン病に関する普及啓発事業 (健康推進課)	ハンセン病にかかる普及啓発活動	啓発リーフレットの作成・配布、図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置 小学校高学年を対象とした副読本の配布	ハンセン病問題への正しい理解はある程度広まっているものの、さらに広げ、かつ深めるため、島根県藤楓協会と協働して普及啓発活動を引き続いだうとともに、市町村との連携を図ることや民間団体への支援によって、より効果的な普及啓発ができる体制づくりを進める必要がある。	啓発リーフレットの作成・配布、図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置 小学校高学年を対象とした副読本の配布
53	②HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進	エイズ対策特別促進事業 (薬事衛生課)	エイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を払拭し、正しい理解と認識を深めるための啓発事業の実施	1. 世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者: 県民一般 内容: 街頭キャンペーン、リーフレットの配布、無料の相談及び検査 検査件数: 17件 2. HIV検査普及週間(6月1日～7日) 対象者: 県民一般 内容: 普及週間に合わせた無料の相談及び検査 検査件数: 7件	日本におけるHIV感染者とエイズ患者を合わせた新規報告数は、近年、年間1300件～1400件の横ばいで推移している。島根県では、平成2年から平成19年までに感染者9名、患者3名であったが、平成20年以降は感染者12名、患者7名の状況である。 保健所における検査件数は、年間254件となっているが、新規報告者は男性が多く、感染経路も同性間の性的接触が高い率であることから、様々な機会を利用して、"保健所の相談窓口、無料・匿名検査"の周知を図る。	1. 世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者: 県民一般 内容: 街頭キャンペーン、リーフレットの配布、無料の相談及び検査 2. HIV検査普及週間(6月1日～7日) 対象者: 県民一般 内容: 普及週間に合わせた無料の相談及び検査
54	③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症予防体制整備事業 (薬事衛生課)	感染症の患者に良質かつ適正な医療を提供することで、患者の早期の社会復帰を図る	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者: 県民一般 内容: 研修会等、媒体を活用した啓発 肝臓週間(7月22日～7月28日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 7月27日(イオンモール出雲): 26件 肝炎相談(保健所実施) 感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担	島根県では年間80名前後の新規結核患者が発生しており、その8割が65歳以上の高齢者となっている。高齢者には結核の特徴的な症状が見られないことも多く、発見が困難なこともありますから、高齢者施設や医療機関を対象とした研修会を実施するほか、県民への結核についての正しい知識の啓発を実施する。	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者: 県民一般 内容: 研修会等、媒体を活用した啓発 肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)
				感染症患者に対する医療費の公費負担を適切に実施する。	感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
55	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組 中項目7 患者及び感染者等	④難病患者等への支援 講演会開催・難病医療研修事業(難病患者に対する正しい知識の啓発)(健康推進課)	難病フォーラム	○難病フォーラム 日 時:令和元年11月2日(土)13:30~16:00 場 所:ホテル白鳥 3階鳳凰 内 容:1.講演「IPS細胞を用いたALSの治療薬研究開発」 講師:京都大学IPS細胞研究所 教授 井上治久 氏 2.患者・家族・関係者によるリレートーク 「もっと知って難病」～身近な地域で支え合い～ 対象者:一般住民、難病患者・家族、ボランティア、保健医療福祉関係者等	・地域住民及び関係者と協働で企画・開催。 ・毎年開催地域を変えて実施している。多くの人に難病の正しい理解を深めてもらう事業として定着しており、引き続き継続して実施することが必要である。	○難病フォーラム 臺南圏域にて開催を検討する。 対象者:120名(一般住民、難病患者・家族、ボランティア、保健医療福祉関係者等) ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業計画については検討中
56	⑤インフォームド・コンセントの普及 医療安全支援センター事業(医療政策課)	医療に関する相談や医療安全に関する情報提供、医療安全に関する研修の実施など、医療安全に関する意識啓発の実施	医療安全支援センター事業 医療に関する相談や医療安全に関する情報提供、医療安全に関する研修の実施など、医療安全に関する意識啓発の実施	患者・住民からの苦情や相談への対応 医療安全施策の普及・啓発 医療安全研修会の開催 令和元年12月14日 朱鷺会館 基調講演、管理者意見交換 参加者 医療関係者 など	苦情と相談をあわせ311件に対応した。 研修会の実施を通じて、普及啓発をすることができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	患者・住民からの苦情や相談への対応 医療安全施策の普及・啓発 ・医療安全研修会の開催 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け中止、過去の研修会のフォローアップを実施予定) 例年研修会実施項目 基調講演、管理者意見交換 参加者 医療関係者 など

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目7 患者及び感染者等					
	新型コロナウイルス感染症に対する取組 広聴広報課	新聞、県政広報誌、テレビ・ラジオ、SNS(Facebook、LINE)の各種広報媒体により、啓発の広報を実施した。		—	[新聞] ・島根県からのお知らせ 5回(毎週木曜に山陰中央新報掲載) ・考える県政 1回(5段モノクロ、7紙に掲載) 数回(県HP等の案内、啓発メッセージを山陰中央新報掲載) ・啓発メッセージ 1回(15段カラー、山陰中央新報掲載) [広報誌] ・フォトしまね 2回(人権相談窓口の案内、啓発メッセージ) [テレビ] ・テレビスポットCM 1回(4/27~5/4) ・情報カフェしまね 4回 ・しまねゼミ 1回(5/4放送のエンディング) [ラジオ] ・ラジオポットCM 2回(4/24~30、8/26~9/1) ・お知らせラジオ 4回 [SNS] 5回(4/16、29、5/5、8/14、15) [ホームページ] トップバナーやスプラッシュページに啓発メッセージを掲載	
	総務課 ※総務課としてではなく、県全体で実施した取組みです	クラスターが発生した学校に対する支援 国に対する要望活動(政策企画監室でとりまとめ)		—	[スクールカウンセラーの派遣情報の提供] 心と体の相談センターから、緊急的にスクールカウンセラーを派遣する情報を提供	鳥取県・島根県による緊急要請の中で、差別的扱いや誹謗中傷を防ぐための新型コロナウイルスに対する正しい理解促進のための対応を要望
	人権同和対策課	インターネット掲示板のモニタリング 関係機関との連携 新型コロナウイルス感染症に関する人権度相談窓口の周知 新型コロナウイルス感染症関連の啓発、研修の実施 各種媒体を利用した広報		—	[定期定期にインターネット掲示板のモニタリングを実施] ・人権侵害にあたると考えられる差別、誹謗中傷投稿の監視、プロバイダ等への削除依頼	[定期定期に関係機関との連携を実施] ・人権侵害にあたると考えられる差別、誹謗中傷投稿の監視、プロバイダ等への削除依頼松江地方法務局への行政通報、島根県警察本部へのモニタリングや人権相談等で得た人権侵害が疑われる記録等の提出 ・市町村職員に対し、インターネットモニタリング研修の実施。 開催日:10月20日(火)出雲合庁 10月21日(水)益田合庁 内容:インターネット上の差別事象に関する現状 モニタリング体験 他 講師:公益社団法人 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 中村尚生氏
			—	—	具体的な相談事例を示したチラシを作成し、保健所等と連携し、感染者の方等を中心に周知	人権啓発推進センターで実施している各種人権研修において ①日本赤十字社等と連携し、新型コロナウイルス感染症における差別・誹謗中傷等の問題等を組み入れたプログラムを県教育委員会と共に作成 ②コロナ禍で誹謗中傷が起きる背景や、今自分たちにできること等をまとめた学習資料の作成(女性の集い実行委員会への委託事業)
			—	—	県人権啓発推進センターの広報誌や各種県の広報媒体を利用し、差別や誹謗中傷は是対に許さないという信念を県民に訴える。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
57	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組 中項目7 患者及び感染者等	文化国際課	県ホームページ上の多言語による感染者への差別防止メッセージの掲載	一	一	県ホームページ上の多言語による感染者への差別防止メッセージの掲載 (やさしい日本語、英語、ポルトガル語、韓国語、中国語、ベトナム語、ロシア語)
		医療政策課	新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関向け風評被害相談窓口設置	一	一	設置窓口:医療政策課 設置日:令和2年4月22日 相談件数:6件
			医療従事者等に対する偏見や差別をなくすための啓発	一	一	(1)新聞広報(令和2年6月18日 島根県広報) (2)県ホームページへの掲載 (3)県公式フェイスブックへの投稿
		健康推進課 薬事衛生課	新型コロナウイルス感染症普及啓発のための共通教材の作成	一	一	・新型コロナウイルスの理解や感染予防対策、感染から入院までのしくみなどの理解の他、「人権への配慮」の内容も作成。 ・保健所を中心に、様々な機会に啓発を実施するほか、市町村への教材提供により県民への啓発を実施
		青少年家庭課	令和2年度民間の児童養護施設職員等の処遇改善に係る研修	一	一	「講義1 施設におけるクレーム・誹謗中傷への対応と児童の人権擁護(90分)」 対象:民間児童養護施設等の職員、児童相談所一時保護所職員 開催日:10月21日(水)出雲合同庁舎 参加者数:7名 内容:施設において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、誹謗中傷を受ける可能性もあるため、施設職員を対象に一般的なクレームやインターネット上で誹謗中傷への対応について研修を行ったもの。 講師:おおぐに法律事務所 弁護士 大國暢子
		子ども・子育て支援課	感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底に関する周知	一	一	(1)内容 文部科学省からの通知を保育所等へ周知 「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について(通知)」(令和2年4月16日付け健康教育・食育課長通知) (2)対象 ・保育所等、放課後児童クラブ(市町村担当課経由) ・私立幼稚園 ・認可外保育施設 (3)実施日 令和2年4月17日(メール発出)
			保育所における差別・偏見の禁止に関する周知	一	一	(1)内容 厚生労働省からの通知を保育所等へ周知 「保育所における差別・偏見の禁止に関する政府広報について」(令和2年4月24日付け保育課事務連絡) ※医療従事者等の子どもに対する預かりの拒否の禁止等 (2)対象 ・保育所等(市町村担当課経由) (3)実施日 令和2年4月27日(メール発出)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目7 患者及び感染者等	人権同和教育課	学校教育 (県立学校及び私立学校、市町村教育委員会に向けて)	—	県立学校及び私立学校、市町村教育委員会に対しては「新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を生まないための指導について(通知)」を発出している。 また、県教育委員会で作成した児童生徒指導用のチラシの送付や、日本赤十字社が作成している資料を紹介し、これらの資料等を活用して積極的に指導を行うよう促している。加えて、学習指導案「新型コロナウイルス感染症から“人権”について考える～誰もが安心して暮らせるために～」を提供し活用を促している。	
			社会教育	—	各学校においては、児童・生徒に加え、保護者向けにチラシを配布し、指導するとともにHPに掲載して周知を図っている。また、社会教育においては、学習プログラム「新型コロナウイルス感染症から“人権”について考える～誰もが安心して暮らせるために～」を作成している。その活用を促すために市町村教育委員会、公民館等職員、指導者養成講座修了者に対して体験講座を実施する。県としては、出前講座に対応するほか、体験講座を受講された方々による地域での学習プログラムの活用を広げていくよう働きかけていく。	

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目8 犯罪被害者とその家族					
58	①犯罪被害者等に対する理解の増進	犯罪被害者講演会の開催 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等の置かれている状況について県民の理解と配慮の促進を図るため、犯罪被害者等による講演会の開催	1 犯罪被害者講演会の開催 (1) 日時: 5月28日(火) 場所: 市町村振興センター 講師: 松本里奈氏 参加人数約30人 (2) 日時: 11月16日(土) 場所: 県民会館 講師: 人江 杏氏 参加人数約150人 サポートセンター開催後援 (3) 日時: 2月4日(月) 場所: 県警察学校 講師: 江角由利子氏 参加人数約30人 (4) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」15回	犯罪被害者等の置かれている状況について、県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の声に耳を傾けることは重要であり、講演会の開催を通じて、社会全体で被害者を支える気運の醸成を図った。 今後も被害者等の講演会や中高生を対象として「命の大切さを学ぶ教室」等の被害者支援講演会を開催するため、令和2年度は各中学・高校に希望調査を行い、年間の計画を策定した。	(1) 日時: 11月21日(土) 場所: 県民会館 講師: 岩城 順子氏 参加人数約70人 サポートセンター開催後援 (3) 日時: 1月初旬 場所: 県警察学校 講師: 江角由利子氏 参加人数約20人 (4) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」※回数未定
	②犯罪被害者等に対する支援の推進	犯罪被害者週間における啓発活動の実施 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	「犯罪被害者週間」において、被害者支援に対する県民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・11/8～12/4までの間、県立図書館で犯罪被害者支援パネル展示、関連図書の展示 ※県と県警で共同実施 ・警察署ロビー(安来、浜田、益田、津和野)、各地区文化祭 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) ・松江駅、イオン(松江・益田店)、みしまや三刀屋店、Aコーブヘルシー、ラビタ浜山店、浜田市役所、ゆめタウンイズミ益田、キヌヤ(中吉田・東町・本店)、各地区文化祭 3 その他 ・しまね人権フェスティバル2019でのブース出展、パネル展示 11月17日(日) 県民会館 ※県と県警で共同実施	啓発パネルの展示、街頭啓発活動、警察音楽隊や大学生書道部のパフォーマンスによる広報活動により県民の理解を深めるための啓発を行った。今後も広く県民の理解を深めるため、犯罪被害者週間期間中に東西部の偏りの無い開催に努める。	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・11/11～12/3までの間、いきいきプラザ島根で犯罪被害者支援パネル展示、関連図書の展示 ※県と県警で共同実施 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) 3 その他 ・県警音楽隊演奏会の開催 11月24日(火) イオン松江店
	犯罪被害者等への支援活動の推進 (県警広報県民課)	各種相談窓口の広報・周知 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等に対する総合窓口や各種相談窓口の広報・周知により、利用の促進	1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 ※県と県警で共同実施 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動 (大型ショッピング施設等) 11月2日 イオン松江店 4 警察音楽隊コンサートにおける広報 12月21日 定期演奏会 県民会館	様々な機会を通じて、消費と暮らしの安全室に設置の犯罪被害者等支援総合窓口ほか、各種相談窓口を広報・周知しており、今後も継続して実施する。	1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 ※県と県警で共同実施 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動 (大型ショッピング施設等) 4 警察音楽隊コンサートにおける広報
				1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 111件 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング支援の実施 19件5人	犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するための各種施策を推進した。 今後も継続して支援活動を推進し、捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。	1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目8 犯罪被害者とその家族						
59				3. 初診料、診断書料等の公費支出 29件 4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 0件 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 1件 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 1件 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 0件 8. 「被害者の手引」の交付による情報提供活動 9. 警察署における靈安室備品等の整備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話貸出し 6名		3. 初診料、診断書料等の公費支出 4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 9. 警察署における靈安室備品等の整備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話貸出し
60	(③)犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進	関係機関・団体との連携強化 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	民間支援団体に対する支援	1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助及び犯罪被害者の同意を得た情報提供制度の推進 財政的援助～被害者支援自動販売機の設置及び利用による寄附、 ホンダリング及び募金箱設置等による寄附 情報提供～6件 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・犯罪被害者等支援普及啓発業務を委託(環境生活総務課) ・犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報県民課)	島根被害者サポートセンターに対し、委託料等により財政的支援を行ったほか、オンライン養成講座へ講師を派遣するなど、人的支援を行った。「犯罪被害者等早期援助団体」として、今後も犯罪被害者等が途切れることのない支援を受けることが出来るよう、引き続き支援を行うほか、情報提供を行っていく。	1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助及び犯罪被害者の同意を得た情報提供制度の推進 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・犯罪被害者等支援普及啓発業務を委託(環境生活総務課) ・犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報県民課)
		関係機関・団体との連携強化		1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 未実施 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 10月31日 総会の開催 犯罪被害者支援に関する講演会の開催 講師吉田智子 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 7 地区開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議の開催 5月28日(火)実施 講師:松本里奈氏	被害者支援ネットワーク78地区で総会を開催し、連携強化を図った。また、事例検討等を実施し、各関係機関との連携強化を図った。 引き続き、島根県被害者支援連絡協議会や市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議で、関係機関の連携強化に向けた気運の醸成等を図るために、被害者遺族の講演を予定している。	1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 総会の開催(未定) 犯罪被害者による講演会の開催(中止) 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議 (中止につき資料配付)

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
	大項目II 各人権課題に対する取組					
	中項目9. 刑を終えて出所した人等					
61	①刑を終えて出所した人等に対する理解の増進	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	各人権課題の1つとして今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
62	②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進	再犯防止推進事業 (地域福祉課) 島根県地域生活定着支援センター事業 (地域福祉課)	「再犯の防止の推進に関する法律」に基づき、地域の実態に応じた再犯防止等に関する施策を実施 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対して、福祉サービス等につなげることにより、地域生活への定着をはかり社会復帰に向けた支援を行う。	地方再犯防止推進モデル事業を実施し、県内の関係機関連携等を進めた。 入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行い社会復帰に向けた支援を行った。	県内の実態に即した地方再犯防止推進計画の策定に取り組む必要がある。 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対して、入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰に向けた支援を行っていく必要がある。	地方再犯防止推進モデル事業を実施し、関係機関の連携を進める。 地方再犯防止推進計画策定のため、有識者会議を設置し、検討を進める。 入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行い社会復帰に向けた支援を行う。
	中項目10. 性的指向、性自認等(LGBT等)					
63	①県民に対する取組	人権啓発事業 (人権同和対策課)(再掲)	差別や偏見をなくすための啓発活動の推進	資料展示などを実施する	地域団体と連携を図りながら今後も啓発に取り組んでいく必要がある。	資料展示などを実施する
64	②学校における取組	人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に係る指導資料の作成などを通して、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	LGBT等への教職員の理解、学校的相談体制の整備などをさらに図っていく必要がある。	啓発資料の整備・提供
	中項目11. インターネットによる人権侵害					
65	11. インターネットによる人権侵害	情報通信メディアを利用した差別事象への対応 (人権同和対策課)	インターネットを利用した差別事象への対応	差別的な情報があれば、関係機関等と連携して削除依頼などの対応を実施	各人権課題の1つとして今後も取り組んでいく必要がある。	インターネットを利用した差別事象への対応 市町村職員を対象としたモニタリング研修
	中項目12. 様々な人権課題					
66	①プライバシーの保護	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供
67	②迷信	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供
68	③アイヌの人々	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
69	④北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(総務部総務課)	啓発資料・電光掲示板による周知・広報	1. 啓発資料による周知・広報(継続実施) 「拉致問題に関するポスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出 2. 電光掲示板による周知・広報(12/10~16) 県庁前の電光掲示板により、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を県民にアピール 3. 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか) 4. 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付 5. 新聞広報 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載 6. 拉致啓発アニメめぐみ・拉致被害者御家族ビデオメッセージ上映会(10/27)	各種活動を実施することにより、県民に対して着実な啓発を行った。 拉致問題解決に向けて、今後も継続的に取り組んで行く必要がある。	「拉致問題に関するポスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出する 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施
70	⑤ホームレスの人権	生活保護制度の活用(地域福祉課)	最低生活の保障と自立助長	実施機関である各福祉事務所において、生活保護制度による、個々の状況に応じた必要な個別支援、相談対応を行なった。 引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業(松江市)とも連携したを支援に取り組むんだ。 また、一時生活支援事業の周知を図り、事業の実施への働きかけを行なった。	ホームレス状態においても、必要な方には生活保護の適用を行う等の対応が必要であり、今後も継続した取組を行っていく。	実施機関である各福祉事務所において、生活保護制度による、個々の状況に応じた必要な個別支援、相談対応を行う。 引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業(松江市)とも連携したを支援に取り組む。 また、一時生活支援事業の周知を図り、事業の実施への働きかけを行う。
71	⑥人身取引(トラフィック)事件の適切な対応	人身取引事犯対策事業(県警生活環境課)	関係機関との連携強化	1. 関係機関との連携強化 入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進	例年開催している「外国人問題対策連絡協議会」、「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」等の会議等を通じ、入国管理局及び労働局等の関係機関と情報交換を行い、関係強化を図った。 今後も関係機関相互の連携を密にし、連携強化を図る。	関係機関との連携強化 入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進
			警察職員に対する教養	2. 警察職員に対する教養 専科教養、巡回教養等の実施	職員に対し、被害者保護上の留意事項等、人身取引事犯に関する執務資料を作成、配布するとともに、専科等の機会を通じて教養を実施した。 人身取引事犯に対する適正な対応を図るために、今後も職員に対する指導教養を推進する。	警察職員に対する指導・教養の実施 専科教養、巡回教養等の実施
			広報啓発の推進	3. 広報啓発の推進 各種講演や講習会等において人身取引防止のための広報啓発の推進	警察庁・関係機関等で作成された人身取引に関する広報ポスター及びリーフレットを警察署へ配布し、各種講習会等における広報啓発活動に利用したほか、外国人を雇用する事業所等において、雇用主や外国人従業員に対する教養を行なった。 今後もあらゆる機会、媒体を活用し、広報啓発活動を推進する。	広報啓発の推進 各種講演及び講習会等において、人身取引防止のための広報啓発の推進
72	⑦日本に帰国した中国残留邦人とその家族	中国帰國者帰国後自立促進事業(高齢者福祉課)	支援関係者、関係機関との連携の強化	市町村援護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施予定(10~11月)実地1カ所、書面2カ所 ・生活保護新任職員研修参加予定(5月)1名	支援給付制度は生活保護に準ずる制度であり、該当市町村の福祉事務所が所管しているため、引き続き市町村及び生活保護担当課と事務監査等を通じて連携を進めり、今後も支援給付制度の適正な運用等、支援体制の強化を図っていく。	市町村援護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施予定(10~11月)書面3カ所(新型コロナの影響による) ・生活保護新任職員研修参加予定(5月)

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
		大項目II 各人権課題に対する取組				
73	⑥災害と人権 自主防災組織リーダー育成事業 要配慮者・避難行動要支援者対策事業 (防災危機管理課)	研修を通じて男女共同参画の視点にたった避難所運営や避難行動要支援者の支援体制について理解を深める	【自主防災組織リーダー育成研修】 内容:講演および演習、まちあるき等 日時:11月30日(土)9:30～16:40 12月1日(日)9:30～16:10 場所:島根県立男女共同参画センター あすてらす 参加者人数:33人 【要配慮者・避難行動要支援者実務研修】 内容:講演およびワークショップ 日時:12月20日(金)13:00～16:30 場所:島根県庁6階 講堂 参加人数:65人	本研修を通して災害対応における男女共同参画の視点の必要性や避難行動要支援者対策の進め方について理解を深めることで今後の防災人材育成および支援体制の充実を図る	自主防災組織リーダー育成研修:年一回の開催 要配慮者・避難行動要支援者実務研修:年一回の開催	
74	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課)(再掲)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	3. 災害時外国人サポーター養成講座の実施 ・東部会場 12月8日(受講者10人) ・西部会場 11月10日(受講者20人) 4. 多言語による防災ハンドブックの改訂	外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。(受講者のうち5名が新規に登録)	3. 災害時外国人サポーター養成講座の実施	
	⑨その他の人権課題 人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	

(様式2)

人権施策推進計画 R元年度事業実施状況及びR2年度事業実施計画報告書

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和元年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和2年度実施計画
75	大項目Ⅲ 施策の推進	1. 推進体制とフォローアップ 人権施策推進事業 (人権同和対策課)	人権施策推進基本方針に掲げる施策の進行管理を行うことにより、その実効性を確保し、もって、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。	・「人権施策推進計画」の進行管理 平成30年度事業の実施状況及び令和元年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会にて報告を行う。 ・引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。	・人権施策推進協議会において、各分野の有識者から意見をいただき、今後の人権施策推進の参考とした。 ・職場研修推進員に人権施策の概要を理解させた。 ・人権問題に関する県民意識調査結果を人権施策推進基本方針の基礎資料とするとともに、効果的な研修・啓発に役立てる	・「人権施策推進計画」の進行管理 令和元年度事業の実施状況及び令和2年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会にて報告を行う。 ・引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。
76	2. 国や市町村との連携 (人権同和対策課)	関係機関との連携 (人権同和対策課)	国・市町村との連携を強化するための体制の整備	1. 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 2. 社会人権・同和教育市町村訪問 ・安来市・吉賀町・浜田市・邑南町・美郷町 ・出雲市・飯南町 ・隠岐の島町・知夫村 (9市町で実施)	各協議会で情報共有ができ、連携して事業を実施することができた。 県の人権・同和教育・啓発の施策を浸透させることができた。また各市町村の取組の成果や課題を共有し、意見・情報交換を行うことにより、顔の見える関係づくりができた。今後、市町村間の取組の格差や温度差を少なくし、やり甲斐をもって取り組める基盤整備に努めていきたい。	1. 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 2. 社会人権・同和教育市町村訪問 ・安来市・吉賀町・浜田市・邑南町・美郷町 ・出雲市・飯南町 ・隠岐の島町・知夫村 (9市町で実施)
77	3. 民間との協働の推進	みんなで学ぶ人権事業 (人権同和対策課)(再掲)	民間団体への委託による啓発活動の実施	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:14団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等	人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:9団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等